

五所川原市
第4期障害者計画

令和4年3月
青森県 五所川原市

みんなに優しく ともに支え合いながら 安心して暮らせる共生社会をめざして



■はじめに

近年の急速に進展する人口減少や少子高齢化は、地域の経済活動や市民生活に大きな影を落としており、地域社会を取り巻く生活環境は大きく変化しています。こうした中で、障がい者支援に対するニーズも多様化・複雑化しております。

本市では、障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として、平成28年度に、障害者基本法に基づく「五所川原市第3期障害者計画」（平成29年度から令和3年度まで）を策定し、障がいのある方もない方も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、市民の皆様とともに各種障害者施策を推進しているところであります。

また、障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備等を図るために策定されている「五所川原市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」（令和3年度から令和5年度まで）では、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高めあうことのできる共生社会の実現を理念に加えております。

このたび、「五所川原市第3期障害者計画」の計画期間が満了となることから、国や青森県の掲げる障がい者施策の基本指針と整合を図りながら、本市の障がいのある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実を図るため、令和4年度から令和8年度までを計画期間とした「五所川原市第4期障害者計画」を策定いたしました。

今後も、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、本計画に基づき、障がいに対する理解・啓発を図りながら、障がいのある方のライフステージに合わせた支援ができるよう、行政や事業所によるサービスの提供だけではなく、地域のつながりや支え合いなどの「地域力」の向上、関係機関や地域住民が幅広く相互に連携した仕組みづくりなど、着実な事業の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に貴重なご意見をいただきました策定委員会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係事業所の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

五所川原市長 佐々木 孝昌

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画策定のための取組.....	2
(1) アンケート調査.....	2
(2) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置.....	2
(3) パブリックコメントの実施.....	2
第2章 障がいのある人を取り巻く現状等	3
1 人口の状況.....	3
(1) 総人口と高齢化率の推移.....	3
(2) 地区別の人口と高齢化率の推移.....	4
2 障がいのある人の状況.....	5
(1) 身体障がいのある人の状況.....	5
(2) 知的障がいのある人の状況.....	7
(3) 精神障がいのある人の状況.....	8
(4) 難病患者の状況.....	10
3 アンケート結果の概要.....	11
(1) 住まいや暮らしについて.....	11
(2) 日中活動や就労状況について.....	11
(3) 相談支援・情報提供について.....	11
(4) 障がい福祉サービスについて.....	12
(5) 権利擁護について.....	12
(6) 災害時の対応について.....	12
(7) 教育・療育・保育について.....	12
(8) 事業所の活動について.....	12
4 第3期計画の成果.....	13
(1) 共に生きるための理解の促進と差別の解消.....	13
(2) 暮らしを支えるサービスの充実.....	13
(3) 安全で快適なまちづくり.....	13
(4) 保健・医療の充実.....	13
(5) 自立に向けた成長と社会参加の支援.....	14
(6) 雇用・就労の促進.....	14

第3章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の基本理念.....	15
2 計画の基本目標.....	15
3 施策の体系図.....	17
第4章 施策の展開	19
基本目標1 共に生きるための理解の促進と差別の解消.....	20
(1) 地域福祉の推進.....	20
(2) 心のバリアフリー化の推進.....	21
(3) 情報提供の充実.....	24
基本目標2 生活支援の充実.....	27
(1) 相談体制の充実.....	27
(2) 権利擁護の推進.....	29
(3) 居宅生活支援の充実.....	30
(4) 経済的支援の充実.....	32
(5) 住まいの確保・整備.....	34
(6) 人材の確保・育成.....	35
基本目標3 生活環境の充実.....	37
(1) ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進.....	37
(2) 自由な移動の確保.....	39
(3) 災害時の備え.....	41
基本目標4 保健・医療の充実.....	43
(1) 保健・医療の充実.....	43
基本目標5 自立に向けた成長と社会参加の支援.....	46
(1) 障がい児保育・療育・教育の充実.....	46
(2) 多様な社会参加の機会づくり.....	48
基本目標6 雇用・就労の促進.....	51
(1) 障がいのある人の就労機会の推進.....	51
第5章 計画の推進体制	53
1 計画の推進体制.....	53
2 推進の役割分担.....	53
(1) 市民の役割.....	53
(2) 障害者団体等の役割.....	53
(3) 企業等の役割.....	53
(4) 行政の役割.....	53
3 計画の進行管理.....	54
資 料 編	55

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、社会における障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取り組みが進められる中、平成5年に障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため「障害者基本法」が制定され、平成23年の改正では、障がい者の定義を見直すとともに、障がいを理由とする差別などによる権利侵害行為の禁止や共生社会の実現をめざすことなどが規定されました。また、同年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が制定され、翌年に施行されました。

平成25年には、「障害者基本法」の差別の禁止に関する基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、このほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」という。）が改正されるなど、国連で平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成26年に批准されました。

また、これらを踏まえ、平成30年に策定された「障害者基本計画（第4次）」において、共生社会の実現に向けた障がい者施策の方向性を示しています。

本市では、平成19年3月に「五所川原市障害者計画」を策定し、新たな障害福祉サービスへの対応を図るとともに、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現をめざして、さまざまな施策を展開してきました。また、平成24年3月には「五所川原市第2期障害者計画」の策定に合わせ、障害者自立支援法に基づく「五所川原市第3期障害福祉計画」を策定しました。

その後、平成29年3月には第2期障害者計画の理念および基本目標を継承しつつ、本市における障がいのある人の実情に柔軟に対応するため「五所川原市第3期障害者計画」を策定するなど、障がい者施策を推進してきました。

新計画「五所川原市第4期障害者計画」は、大きく変わる障がい者施策を取り巻く状況や、国や県の掲げる障がい者施策の基本方針と整合を図りながら、本市の障がいのある人を取り巻く現状を踏まえた上で、障がいのある人の自立や社会参加をはじめとする総合的な支援の充実を図るために策定し、新たな施策を推進していくものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、国や県の障害者福祉施策の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画策定のための取組

第4期障害者計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下のような体制で行いました。

(1) アンケート調査

令和2年9月に本市の手帳所持者1,000人、事業所40か所を対象に「福祉に関するアンケート調査」を実施し、有効回収数については、手帳所持者641件（64.1%）、事業所31件（77.5%）という結果になりました。

(2) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

障がいのある人やその家族、障害者支援団体、障がい福祉サービス提供事業者、行政機関の職員を委員とする「五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、計画内容について審議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

第4期計画に対する市民の意見を広く聴取するため、令和4年2月10日から令和4年3月13日にかけて市のホームページなどにおいて、計画（案）の内容等を公表し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状等

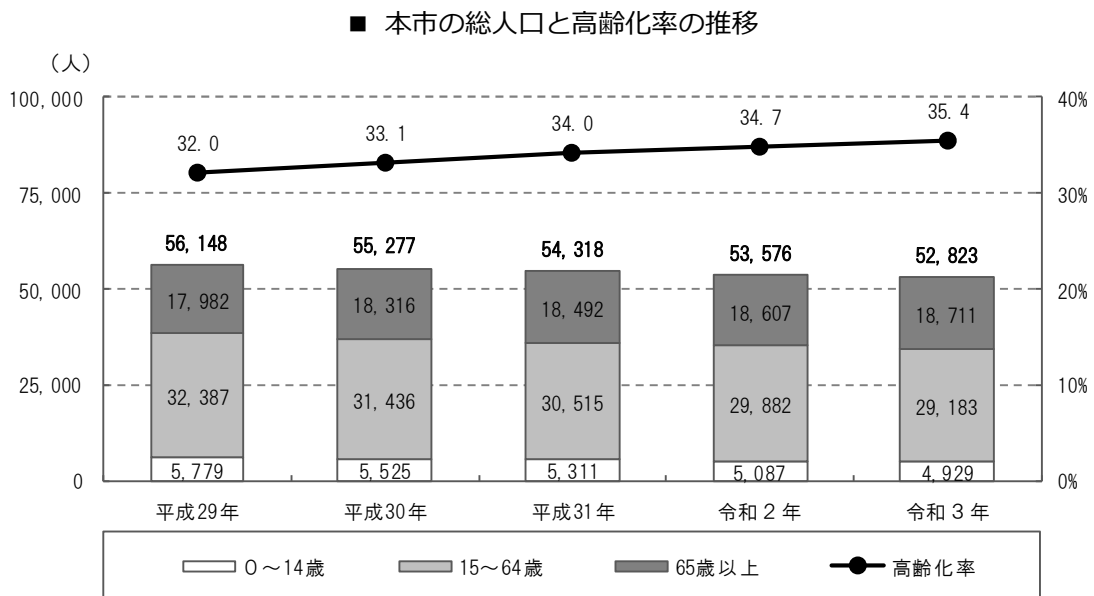
1 人口の状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、平成29年から令和3年の4年間で5.9%減少しています。

内訳として、0歳～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢人口は経年で増加しています。

上記のように総人口が減少し、高齢人口は増加していることから、高齢化率は上昇傾向となり、令和3年3月末時点では35.4%と平成29年より3.4^{ポイント}高くなっています。



出典：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 地区別の人口と高齢化率の推移

総人口を、五所川原地域・金木地域・市浦地域の3地域でみると、各地域で高齢化の進行が異なっています。

最も人口の多い五所川原地域では、平成29年から令和3年の4年間で4.8%の人口減少となっており、高齢化率については30.0%から33.1%に上昇していますが、市全体と比較すると高齢化率は低くなっています。

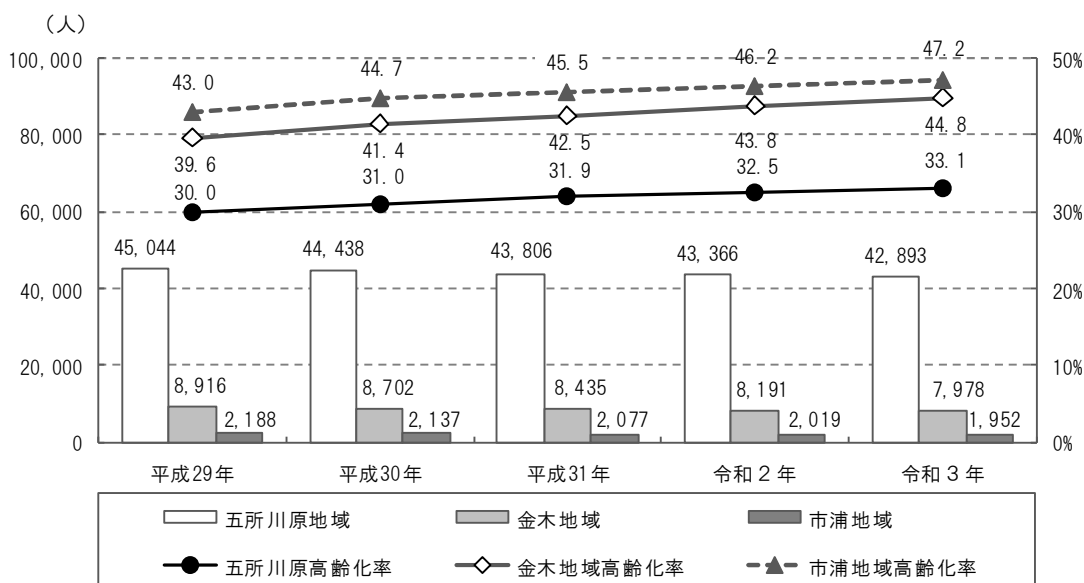
一方で、金木地域・市浦地域では、平成29年から令和3年にかけての人口減少が10%を超える水準で進行しており、高齢化率についても、令和3年3月末時点では金木地域が44.8%、市浦地域が47.2%と市全体を大きく上回っています。

■ 地区別人口の推移

単位：人・%

地域区分		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
五所川原	人口	45,044	44,438	43,806	43,366	42,893
	高齢化率	30.0	31.0	31.9	32.5	33.1
金木	人口	8,916	8,702	8,435	8,191	7,978
	高齢化率	39.6	41.4	42.5	43.8	44.8
市浦	人口	2,188	2,137	2,077	2,019	1,952
	高齢化率	43.0	44.7	45.5	46.2	47.2
全体	人口	56,148	55,277	54,318	53,576	52,823
	高齢化率	32.0	33.1	34.0	34.7	35.4

出典：住民基本台帳（各年3月31日）



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

令和3年3月31日現在、本市の身体障害者手帳所持者数は2,542人となり、等級別にみると、「1級」が876人と最も多く、「2級」(365人)を合わせた重度障がいが全体の48.8%を占めています。

また、障がい区分別にみると、「肢体不自由」が1,251人と最も多く、次いで「内部障害」(858人)、「聴覚・平衡機能障害」(225人)となっています。

年齢別の身体障害者手帳所持者数は、「0～17歳」は22人、「18歳以上」が2,520人と大半を占めています。

■ 障がい別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和3年3月31日現在）

単位：人

障がい区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	73	51	18	9	13	17	181
聴覚・平衡機能障害	2	43	27	61	0	92	225
音声・言語機能障害	0	1	15	11	0	0	27
肢体不自由	277	267	239	303	113	52	1,251
内部障害	524	3	113	218	0	0	858
合計	876	365	412	602	126	161	2,542

出典：青森県障害者相談センター業務概要より

■ 年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和3年3月31日現在）

単位：人

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0～17歳	12	3	1	3	2	1	22
18歳以上	864	362	411	599	124	160	2,520
合計	876	365	412	602	126	161	2,542

出典：青森県障害者相談センター業務概要より

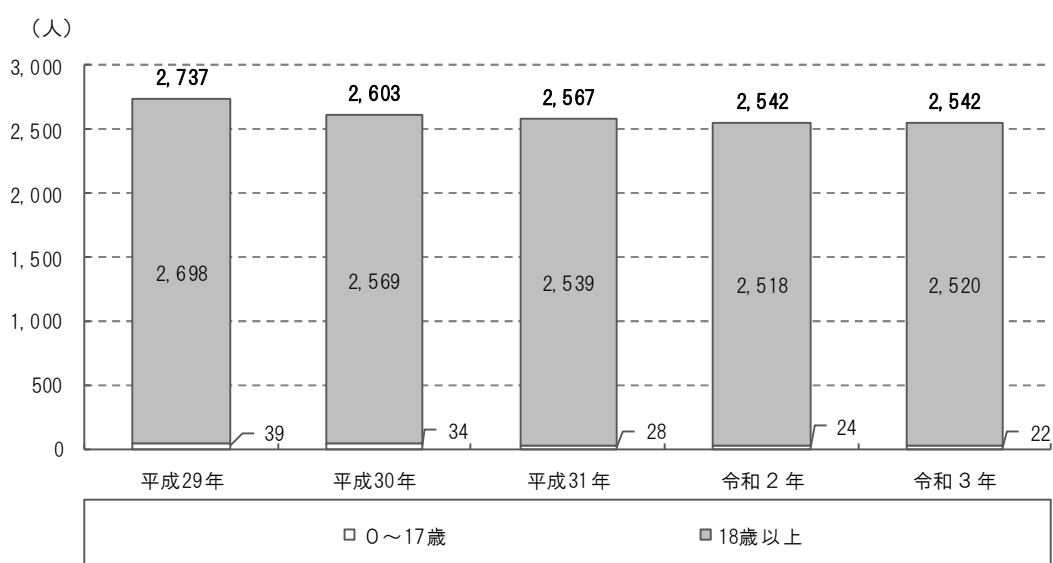
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「0～17歳」「18歳以上」とともに減少傾向となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年 齢	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
0～17歳	39	34	28	24	22
18歳以上	2,698	2,569	2,539	2,518	2,520
合 計	2,737	2,603	2,567	2,542	2,542

出典：福祉政策課調べ（各年3月31日）



(2) 知的障がいのある人の状況

令和3年3月31日現在、本市の愛護手帳所持者数は571人となり、程度別にみると、重度の「A」が221人（38.7%）、「B」が350人（61.3%）となっています。

愛護手帳所持者数の推移をみると、「0～17歳」は減少傾向、「18歳以上」は微増しています。

■ 年齢別・程度別愛護手帳所持者数（令和3年3月31日現在）

単位：人

年 齢	A	B	合 計
0～17歳	21	63	84
18歳以上	200	287	487
合 計	221	350	571

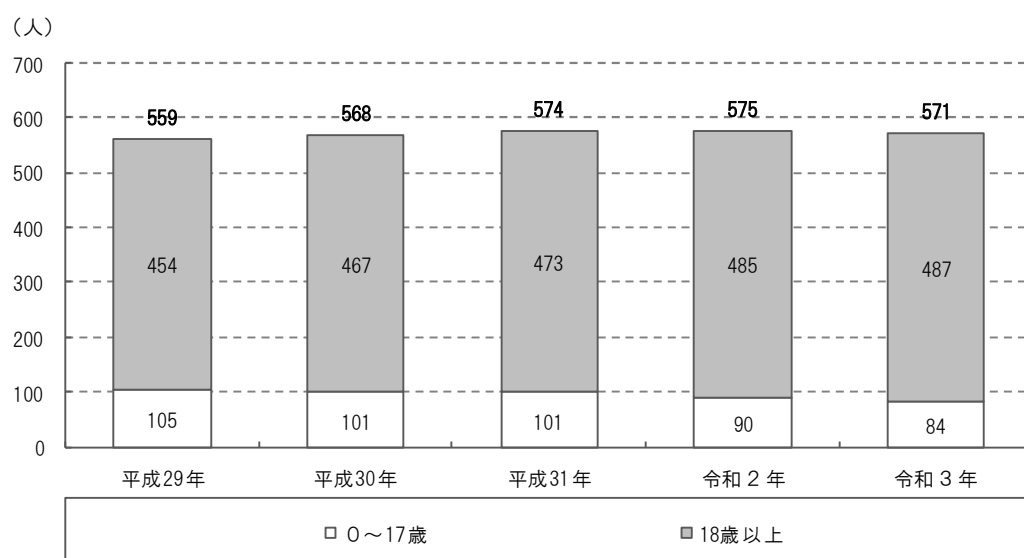
出典：青森県障害者相談センター業務概要より

■ 愛護手帳所持者数の推移

単位：人

年 齢	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
0～17歳	105	101	101	90	84
18歳以上	454	467	473	485	487
合 計	559	568	574	575	571

出典：福祉政策課調べ（各年3月31日）



(3) 精神障がいのある人の状況

令和3年3月31日現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は720人となり、等級別にみると、「2級」が471人と最も多く、次いで「1級」(186人)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「0～17歳」「18歳以上」とともに増加傾向となっています。

■ 年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(令和3年3月31日現在)

単位:人

年齢	1級	2級	3級	合計
0～17歳	5	18	4	27
18歳以上	181	453	59	693
合計	186	471	63	720

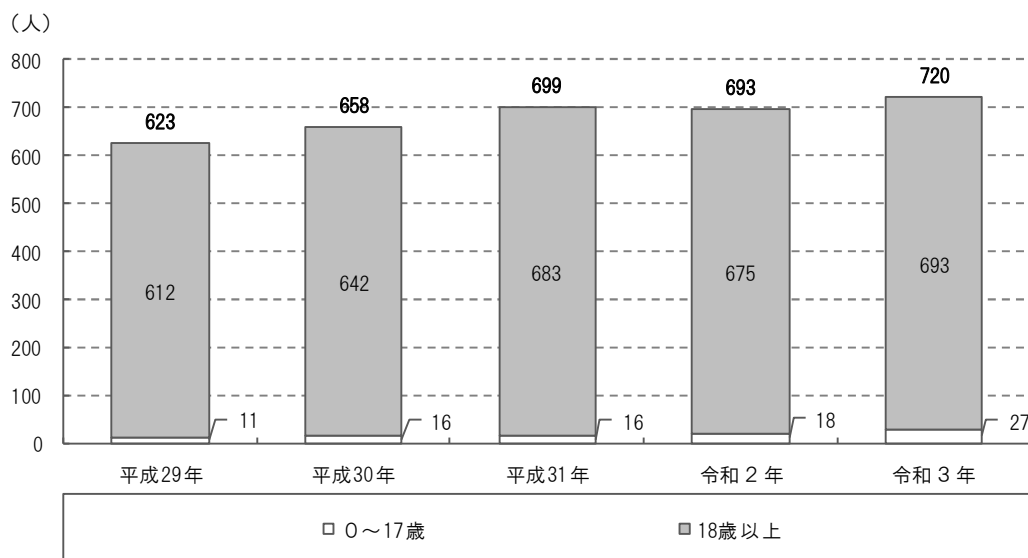
出典：青森県地域健康福祉部業務概要から引用

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

年齢	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
0～17歳	11	16	16	18	27
18歳以上	612	642	683	675	693
合計	623	658	699	693	720

出典：福祉政策課調べ(各年3月31日)



通院医療費公費負担等利用者数の推移をみると、「0～17歳」「18歳以上」とともに増加傾向となっています。

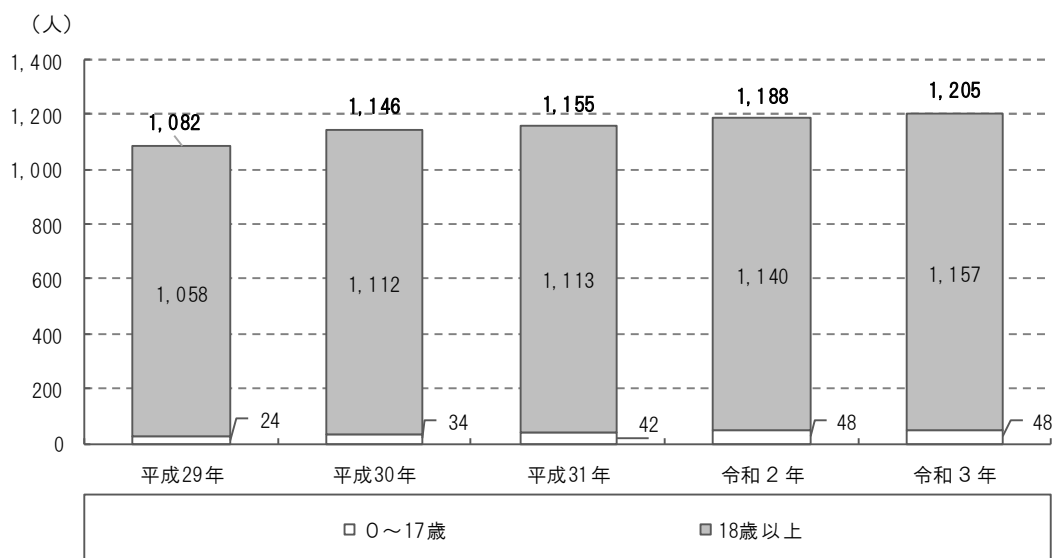
通院医療費公費負担等利用者数は、令和3年3月31日現在、「0～17歳」は48人、「18歳以上」は1,157人となっています。

■ 通院医療費公費負担等利用者数の推移

単位：人

年 齢	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
0～17歳	24	34	42	48	48
18歳以上	1,058	1,112	1,113	1,140	1,157
合 計	1,082	1,146	1,155	1,188	1,205

出典：福祉政策課調べ（各年3月31日）



■ 通院医療費公費負担等利用者数（令和3年3月31日現在）

単位：人

年 齢	人 数
0～17歳	48
18歳以上	1,157
合 計	1,205

出典：青森県地域健康福祉部事業概要から引用

(4) 難病患者の状況

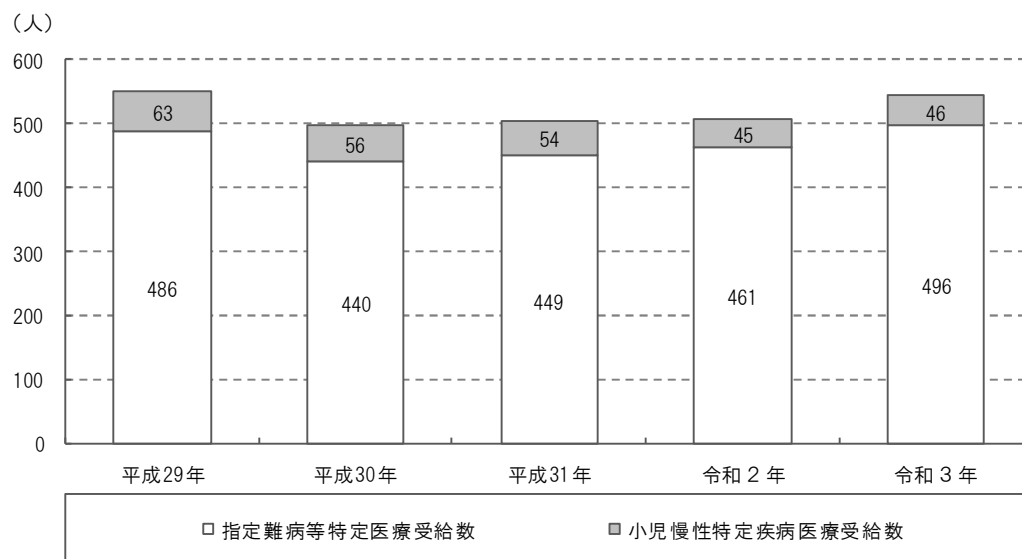
特定疾患等医療受給数の推移をみると、「指定難病等特定医療受給数」は400人台で推移し、「小児慢性特定疾病医療受給数」は50人前後で推移するものの、やや減少傾向となっています。

■ 特定疾患等医療受給数の推移

単位：人

年 齢	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
指定難病等 特定医療受給数	486	440	449	461	496
小児慢性 特定疾病医療受給数	63	56	54	45	46

出典：五所川原保健所調べ（各年3月31日）



3 アンケート結果の概要

(1) 住まいや暮らしについて

- ① 日常生活の動作のうち、「食事」「トイレ」「衣服の着脱」「家の中の移動」については、7割以上が「ひとりでできる」と考えています。一方、「お金の管理」「薬の管理」を「ひとりでできる」のは6割程度にとどまり、また外出を「ひとりでできる」のは6割弱となっており、介助の必要性が高くなっています。
- ② 希望する将来の暮らし方については、「自宅で家族や親族と暮らしたい」と考える回答者の割合が46.5%と最も高くなっています。
- ③ 希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が全体の半数以上となっており、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(37.4%)、「在宅で医療的ケアなどが適正に得られること」(32.1%)と、自宅で暮らしながら支援を受けたいと考える回答者が多くいます。

(2) 日中活動や就労状況について

- ① 外出については、全体の71.9%が「週に1回以上」の外出をしています。障がい別に見ると、知的障がい・精神障がいのある人の外出頻度が高い一方で、身体障がいのある人の頻度が低くなっています。外出の目的としては「医療機関への受診」(58.8%)、「買い物」(57.2%)となっています。
- ② 平日の日中は「自宅で過ごしている」回答者の割合が39.8%と最も高く、「福祉施設や病院等への入所」(10.8%)も合わせると、全体の50.6%が自宅や施設等の屋内で過ごしています。
- ③ 就労については、「働きたい(働き続けたい)」と30.6%が考えており、障がい別に見ると知的障がいのある人の59.7%が「働きたい(働き続けたい)」と考える一方で、身体障がいのある人の約6割が「働けない」と答えており、障がいによる意識の差があります。職業訓練の受講希望については、全体の5.5%が「既に訓練を受け」、17.2%が「今後職業訓練を受けたい」と考えています。就労のためには、「事業主や職場の仲間の理解」(55.5%)、「生活できる給料」(43.4%)が必要と考えています。
- ④ 地域活動への参加については、「趣味などのサークル活動」(18.4%)、「スポーツやレクリエーション」(12.3%)があげられており、障がい別に見ると知的障がいのある人の32.8%が「お祭り」への参加を希望しています。

(3) 相談支援・情報提供について

- ① 悩み事や心配事の相談相手として、「家族や親族」(71.3%)を選ぶ割合が高くなっています。
- ② 障がい福祉サービスについて相談しやすい体制を作るために必要なことは、「1か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口の設置」(38.8%)、「地域の身近なところでの相談」(34.3%)、「専門的・継続的に相談応じてくれる人員の配置」(30.6%)が必要とされています。
- ③ 障害福祉サービスに関する情報は、「家族」(20.4%)、「市の広報紙、チラシ」(18.1%)から入手する回答者が多くいます。

(4) 障がい福祉サービスについて

- ① 障害支援区分の認定は69.4%が「受けていない」状況です。
- ② 障がいのある人に対する周囲の理解については、「理解がある」(37.0%)に対し「理解がない」(17.9%)と、障がいに対する「理解がある」が上回っています。
- ③ 地域で生活を送るために必要なことは、「何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置」(45.6%)、「年金や医療面の経済的な援助」(42.9%)が特に必要と考えられています。

(5) 権利擁護について

- ① 障がいを理由とした差別や嫌な思いをした経験については、33.7%が「経験がある」と回答しています。差別や嫌な思いを経験した場所としては「学校・仕事場」(38.0%)、「外出先」(34.7%)、「病院などの医療機関」(28.2%)と回答する人が多くいます。
- ② 成年後見制度の内容の認知度について、72.1%の回答者が「内容は知らない」となっています。

(6) 災害時の対応について

- ① 災害時にひとりで避難が「できない」(38.5%)とする割合が高い状況です。
- ② 災害時に不安なこととしては、「避難先での不安」(56.2%)、「避難する際の不安」(51.2%)等があげられています。

(7) 教育・療育・保育について

- ① 障がいのある人に対する療育・保育については、「費用など経済的負担が大きい」(10.6%)、「自分自身の発達や成長に不安がある」(9.2%)という点で困っている回答者の割合が高くなっています。
- ② 障がいのある人に対する学校教育については、「現在在籍している学校(保育所等)の卒業(卒園等)後の進路が不安」(9.5%)、「友達との関係づくりがうまくできない」(9.0%)という点で困っている回答者の割合が高くなっています。

(8) 事業所の活動について

- ① 「災害時の対策について」「防犯対策について」「行政との連携」「福祉人材の確保」「サービス向上に向けた職員の教育等」という点においては「できている」と回答する事業所が全体の8割以上となっています。一方で、「事業所のある地域の住民との交流」については「できていない」が35.5%と高い割合となっています。
- ② 基幹相談支援センターの必要性については、96.8%の回答者が「必要だと思う」と回答しています。

4 第3期計画の成果

(1) 共に生きるための理解の促進と差別の解消

第3期計画内では、「障がい」に対する正しい認識を広め、「障がい」のあらゆる社会的障壁を取り除くため、様々な理解促進・普及啓発事業を通じて「共に生きる社会づくり」を進めてきました。具体的には、市の広報やホームページ等を通じて市の各種障がい者施策の情報提供、国が推奨するヘルプマークやヘルプカードの普及促進、手話言語条例の制定、理解促進・普及啓発リーフレットの配布などを行いました。

(2) 暮らしを支えるサービスの充実

第3期計画内では、障がいのある人とその家族が、安心して住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を目的とした、相談支援事業（地域生活支援事業）の実施、地域における障がい福祉サービス提供事業所の整備・充実に努めました。その結果、地域におけるサービス提供事業所数は第2期計画から増加傾向に推移し、相談者数・利用者数も同じく増加傾向に推移するなど、より地域生活支援事業および障がい福祉サービスが身近で利用しやすいものとなりました。また、地域自立支援協議会での研修事業を通じて、福祉人材の育成にも努めました。

(3) 安全で快適なまちづくり

第3期計画内では、平成30年3月に五所川原市役所新庁舎、令和2年11月に金木総合支所新庁舎が完成し、車いす対応のエレベーター設置、オスメイト（人工肛門や人工膀胱）にも対応した多目的トイレの設置、授乳室、視覚障がいのある人にも安心して施設利用していただくための点字ブロックの適正配置など、ユニバーサルデザインを基本とした仕様を推進してきました。その他の公共施設（公民館や体育施設など）につきましても、一部バリアフリー化に対応したものに改修するなどの対応を図りました。

(4) 保健・医療の充実

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。

青森県では指定難病の患者さんに対して、医療費の負担軽減を図るため、一定の認定基準を満たしている方を対象に、その治療に係る医療費の一部を助成する「指定難病医療費助成制度」を行っており、現在までに指定難病医療費助成制度対象疾病338（令和3年11月1日現在）に対象を拡大し対応しています。

(5) 自立に向けた成長と社会参加の支援

第3期計画内では、平成30年4月より子どもの発達が「気になる」段階から、子どもやその保護者、または保育所等の職員に対し、専門の知識を有する専門員が、その子どもの障がいや特性の早期把握・早期療育に向けた助言・福祉サービスの情報提供を行う事業として、保育所等巡回支援専門員整備事業を開始しました。

また、障がいのある子どもが、成長と共に自立した生活を送ることが出来るよう、障害者総合支援法に基づく「就労」を目的とした障がい福祉サービス事業所の整備を進め、事業所数は第2期計画から増加傾向に推移し、利用者数も同じく増加傾向に推移するなど、より「就労」の機会を身近に感じることが出来る状況となりつつあります。

(6) 雇用・就労の促進

第2期計画から、「就労」を目的とした障がい福祉サービス事業所の整備は前進し、利用者数も増加傾向に推移しています。しかし、障がいのある人が経済的にも自立し安定した生活を実現するためには、より一般就労の賃金形態に近い就労系サービス事業所の整備を進めていく必要があります。国の基本方針に基づき、県・ハローワーク・民間事業者とも連携・協働して整備を進めます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすとともに、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のため、障がいのある人への施策の総合的な取組を推進します。このため、障がいのある人の日常生活または社会生活を営む上で存在するバリア（社会的障壁）の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず社会参加を可能とする環境整備を図ります。

今後は前回計画を継承しつつ、安心して暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念は「みんなに優しく、ともに支え合いながら、安心して暮らせる共生社会をめざして」とし、青森県障害者計画の施策推進と協働しながら、施策を展開していくこととします。

■基本理念

みんなに優しく、ともに支え合いながら、
安心して暮らせる共生社会をめざして

2 計画の基本目標

基本目標は、上記の基本理念の実現に向けて次の6つの基本目標を設定し、それぞれの役割を担う施策を推進していきます。

基本目標1 共に生きるための理解の促進と差別の解消

地域における福祉教育や、市民や企業に対する啓発活動等を通じて、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが相互に支え合う「共生社会」の実現に努めます。また、障がいのある人が安心して生活できる地域社会を築くために、関係機関と連携して障害福祉の担い手となる人材の育成および確保に努めます。

基本目標2 生活支援の充実

障がいのある人とその家族が、安心して住み慣れた地域での生活をおくることができるよう、権利擁護に関することや相談支援に関すること、各種障がい福祉サービスなど、生活に必要なサービスの供給や支援体制の充実を図るとともに、その質の向上に向けた人材の育成および確保に努めます。

基本目標3 生活環境の充実

障がいの有無にかかわらず、あらゆる人にとって生活しやすいまちとなるよう、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。このため、すべての人が安全に安心して生活しながら社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

基本目標4 保健・医療の充実

特定疾患の対象疾病が拡大したことに伴い、より多様な困難を抱えた市民のニーズに対応することができるよう、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図ります。

基本目標5 自立に向けた成長と社会参加の支援

子どもの発達段階や特性に合わせて、柔軟に対応した療育・保育・教育を推進させるとともに、就学・就業環境の充実を図り、障がいの有無にかかわらず社会参加が実現できる地域づくりを推進します。

基本目標6 雇用・就労の促進

障がいのある人が経済的に自立し、社会参加するためには、雇用・就業機会を確保し、安定した生活基盤を確立する必要があります。障がいのある人の雇用・就業の機会を更に拡大させるため、公・民一体となって障がいのある人にとって働きやすい環境づくりを推進するとともに、障がい特性等に配慮した就業の場の創出に努めます。

3 施策の体系図

《基本理念》

みんなに優しく、ともに支え合いながら、
安心して暮らせる共生社会をめざして

基本目標1 共に生きるための理解の促進と差別の解消

- (1)地域福祉の推進
 - 施策① ノーマライゼーションの推進
 - 施策② 福祉人材の養成および確保
 - 施策③ 福祉教育の充実
 - 施策④ 福祉関係団体等とのパートナーシップ
- (2)心のバリアフリー化の推進
 - 施策① 市民に対する啓発活動の推進
 - 施策② 学校教育の充実
 - 施策③ ピアサポートの推進
 - 施策④ 障害者週間の周知
 - 施策⑤ 各機関に対する理解促進
- (3)情報提供の充実
 - 施策① 「福祉のてびき」の作成
 - 施策② 「声の広報・議会だより」の製作・発行
 - 施策③ 情報アクセシビリティの確保と向上
 - 施策④ 情報ネットワークのバリアフリー化の推進
 - 施策⑤ 手話奉仕員の養成
 - 施策⑥ 手話言語の普及啓発

基本目標2 生活支援の充実

- (1)相談体制の充実
 - 施策① 地域活動支援センターの運営
 - 施策② 相談窓口の充実
 - 施策③ 民生委員・児童委員活動の支援
 - 施策④ 障害者相談員活動の充実
- (2)権利擁護の推進
 - 施策① 「成年後見支援センターごしょがわら」の充実
 - 施策② 「権利擁護センターごしょがわら」の支援
 - 施策③ 成年後見制度利用支援事業の実施
 - 施策④ 虐待防止に向けた連携協力体制の構築
- (3)居宅生活支援の充実
 - 施策① 障がい福祉サービスの充実
 - 施策② 在宅生活の支援
 - 施策③ 手話通訳者および要約筆記者の養成・確保・派遣
 - 施策④ 補装具費の支給
- (4)経済的支援の充実
 - 施策① 障害年金
 - 施策② 特別障害者手当
 - 施策③ 障害児福祉手当
 - 施策④ 特別児童扶養手当
 - 施策⑤ 心身障害者扶養年金
 - 施策⑥ 重度心身障害者医療費
- (5)住まいの確保・整備
 - 施策① グループホーム(共同生活援助)の整備促進
 - 施策② 障がいのある人の住宅セーフティネットの充実
 - 施策③ 公営住宅のバリアフリー化
- (6)人材の確保・育成
 - 施策① 福祉サービス従事者の養成
 - 施策② 有資格者等の有効活用

基本目標3 生活環境の充実

- (1)ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進
 - 施策① 公共的建築物等の安心・安全な環境整備
 - 施策② 放置自転車の整理
 - 施策③ 道路などの交通環境の整備
 - 施策④ 民間事業者等への啓発
- (2)自由な移動の確保
 - 施策① タクシー利用券の助成
 - 施策② 自動車運転免許の取得費用助成
 - 施策③ 自動車改造費助成
 - 施策④ 各種交通機関の運賃および通行料割引などの利用支援
 - 施策⑤ 移動支援事業の充実
- (3)災害時の備え
 - 施策① 緊急通報システムの充実
 - 施策② 防災意識の高揚
 - 施策③ 災害時の支援体制の整備
 - 施策④ 災害時の情報伝達の充実

基本目標4 保健・医療の充実

- (1)保健・医療の充実
 - 施策① 医療・リハビリテーション相談の充実
 - 施策② 障がいの早期発見・療育
 - 施策③ 障がいのある人を対象とした医療費助成の充実
 - 施策④ 疾病に対する理解の促進
 - 施策⑤ 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本目標5 自立に向けた成長と社会参加の支援

- (1)障がい児保育・療育・教育の充実
 - 施策① 特別支援教育の充実
 - 施策② 障がいのある子どもの進路指導支援
 - 施策③ 特別支援学級担当教職員の研修の充実
 - 施策④ 養護学校就学への支援
 - 施策⑤ 発達障がいを含む障がいのある子どもに対する就学相談
 - 施策⑥ 障害児保育の推進
 - 施策⑦ 障がい児療育サービスの充実
 - 施策⑧ 医療的ケア児保育支援
- (2)多様な社会参加の機会づくり
 - 施策① 障がいのある人のスポーツの支援
 - 施策② 障がいのある人のレクリエーションの支援
 - 施策③ 障がいのある人の文化芸術活動の推進

基本目標6 雇用・就労の促進

- (1)障がいのある人の就労機会の推進
 - 施策① 就労支援体制の充実
 - 施策② 福祉的就労機会の充実
 - 施策③ 雇用主等への広報・啓発
 - 施策④ ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上
 - 施策⑤ 農福連携の推進
 - 施策⑥ 障害者就労施設等からの物品の調達等の推進

第4章 施策の展開

第4期計画における施策の展開にあたっては、2つの視点の趣旨を踏まえて施策の推進を図ります。

視点1 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援をめざして

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、施策は障がいのある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられ、支援は障がいのある人が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われるものです。加えて、障がいのある人の家族をはじめとする関係者への支援も重要であります。また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

視点2 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援をめざして

障がいのある人に関する施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて計画を策定して実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは症状が多様化しがちであり、一般に障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。特に発達障がいについては、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていきます。

基本目標 1 共に生きるための理解の促進と差別の解消

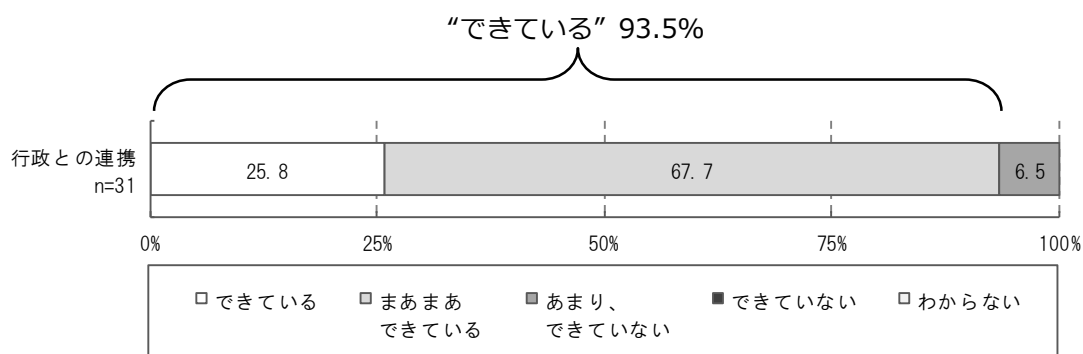
(1) 地域福祉の推進

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“地域で生活を送るために必要なこと”に対し、「障がいへの理解や交流の促進」は18.9%となっており、地域における理解と交流の促進の必要性が伺えます。

また、障がいのある人への福祉サービスを実施している事業所へのアンケート調査では、“事業所と行政との連携”について、「できている」（「まあまあできている」を含む）と回答する事業所は93.5%と高いものの、更なる連携の維持・強化が求められます。

■ 行政（市役所・社会福祉協議会）との連携について<事業者調査>



方針と取組

地域福祉を取り巻く環境は、近年の少子高齢化の進展や、価値観の多様化、人間関係の希薄化など、様々な要因によって醸成が難しくなっています。

地域における助け合い・支え合いの活力が低下してしまうと、障がいのある人が地域で生活を営むことが困難な状況になりかねません。

そのため、できるだけ多くの市民が福祉に興味・関心を持ち、お互いを思いやり、理解することが重要であると考えます。

本市では広報活動や講座・講演会、研修等を通じ、障がいに関する正しい認識や各種制度の理解促進を図るとともに、引き続き市民の福祉意識の啓発に努めていきます。

さらに、ワークショップ等により市民一人ひとりが地域課題に気づき、主体的に解決に向け話し合うような機会をつくり、障がいのある人もない人も、行政も事業者も地域社会の一員として共に暮らしていくために必要な環境づくりを、連携・協働しながら進めていきます。

施策① ノーマライゼーションの推進

現状と課題等	啓発事業を通じてノーマライゼーションの理念を推進しました。
今後の取組等	広報活動や普及啓発事業を通じて、市民・事業者との連携・協働を大切に「共に生きる社会づくり」を推進します。
関係部署	福祉政策課

施策② 福祉人材の養成および確保

現状と課題等	手話奉仕員の養成を行いました。
今後の取組等	住み慣れた自宅での生活を支援するため、福祉サービス提供事業者や福祉関係団体と連携し、福祉サービス従事者と支援者の養成および確保に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策③ 福祉教育の充実

現状と課題等	特別支援学級や特別支援学校の児童生徒が、普通学級で学習活動を行い、交流を図りました。 また、手話言語に関する理解促進・普及啓発リーフレットを小中学生に配布を行いました。
今後の取組等	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流の機会を積極的に設けることで、共に尊重し合いながら協働していく共生社会の実現に努めます。 障がいに対する正しい認識を広めるための出前授業の開催などを行います。
関係部署	福祉政策課、学校教育課

施策④ 福祉関係団体等とのパートナーシップ

現状と課題等	福祉関係団体等が主体的に活動できるよう行政との連携・協働を推進しました。
今後の取組等	福祉関係団体等との連携・協働を推進し、多様な主体で支えあう障がい者福祉の実現に努めます。
関係部署	福祉政策課

(2) 心のバリアフリー化の推進

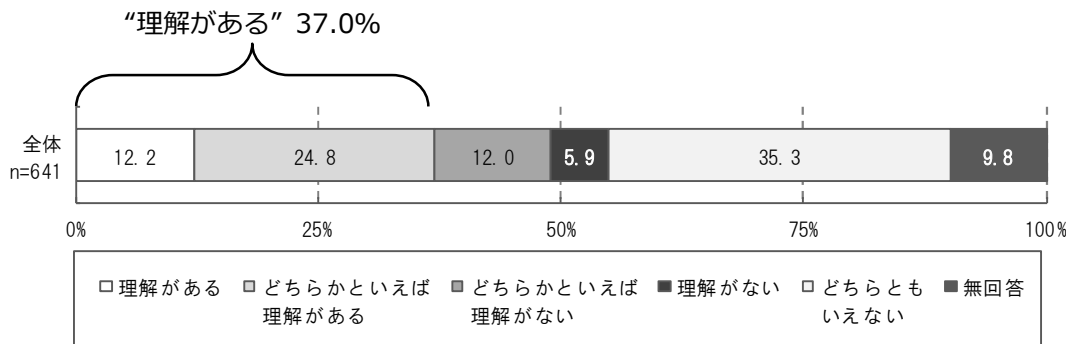
アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“障がいのある人に対する周囲の理解”に対し、「理解がある」（「どちらかと言えば理解がある」を含む）は37.0%となっている一方で、差別やいやな経験をしたことが「ある」人は16.5%となっています。

また障がいのある人への福祉サービスを実施している事業所へのアンケート調査では、“地域住民の障がいのある人への理解向上”について、「できている」（「まあまあできている」を含む）と回答する事業所が54.8%となっています。

更なる理解の促進と差別の解消へ向けた取組が必要となります。

■ 障がいのある人に対する理解について<障がいのある人への調査>



方針と取組

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、地域から「障がいを理由とする差別」を排除するとともに、「合理的配慮」の提供が求められています。

本市においても、平成28年9月に「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を定め、障害を理由として不当な差別的取り扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害しないこと、また、社会的障壁の除去について合理的配慮を適切に行うことなどを盛り込み、意識の統一化を図りました。

第4期計画では、引き続き障がいに関する正しい認識や各種制度の理解促進を図るとともに、市民の福祉意識の啓発に努めます。

施策① 市民に対する啓発活動の推進

現状と課題等	障がいへの誤解や偏見等について、市民に対する啓発活動を推進しました。
今後の取組等	市の広報やHP、定期的な住民説明会などを通して、障がいのある人が誤解や偏見等により社会的不利な扱いを受けることがないように、市民に対する啓発活動を推進します。
関係部署	福祉政策課

施策② 学校教育の充実

現状と課題等	小中学校における福祉に係る教育の充実を図りました。
今後の取組等	小中学生が障がいのある人に対して理解を深めることができるよう、共生社会をめざした障害者理解の促進に努めます。
関係部署	学校教育課

施策③ ピアサポートの推進

現状と課題等	精神に障がいのある人と地域住民との交流の機会を持つ活動などの支援に努めました。
今後の取組等	精神などに障がいのある人に関して、地域住民との交流の機会を持つなどの活動および障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする「ピアサポート」の活動を推進します。
関係部署	福祉政策課

施策④ 障害者週間の周知

現状と課題等	「障害者週間（12月3日～12月9日）」をすべての人を対象に、障がいについて共に考える日として、啓発広報に努めました。
今後の取組等	障害者基本法に定められている「障害者週間（12月3日～12月9日）」をより有意義なものとするため、すべての人を対象に、障がいのある人に関する様々な課題等について、共に考える日として、啓発広報に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策⑤ 各機関に対する理解促進

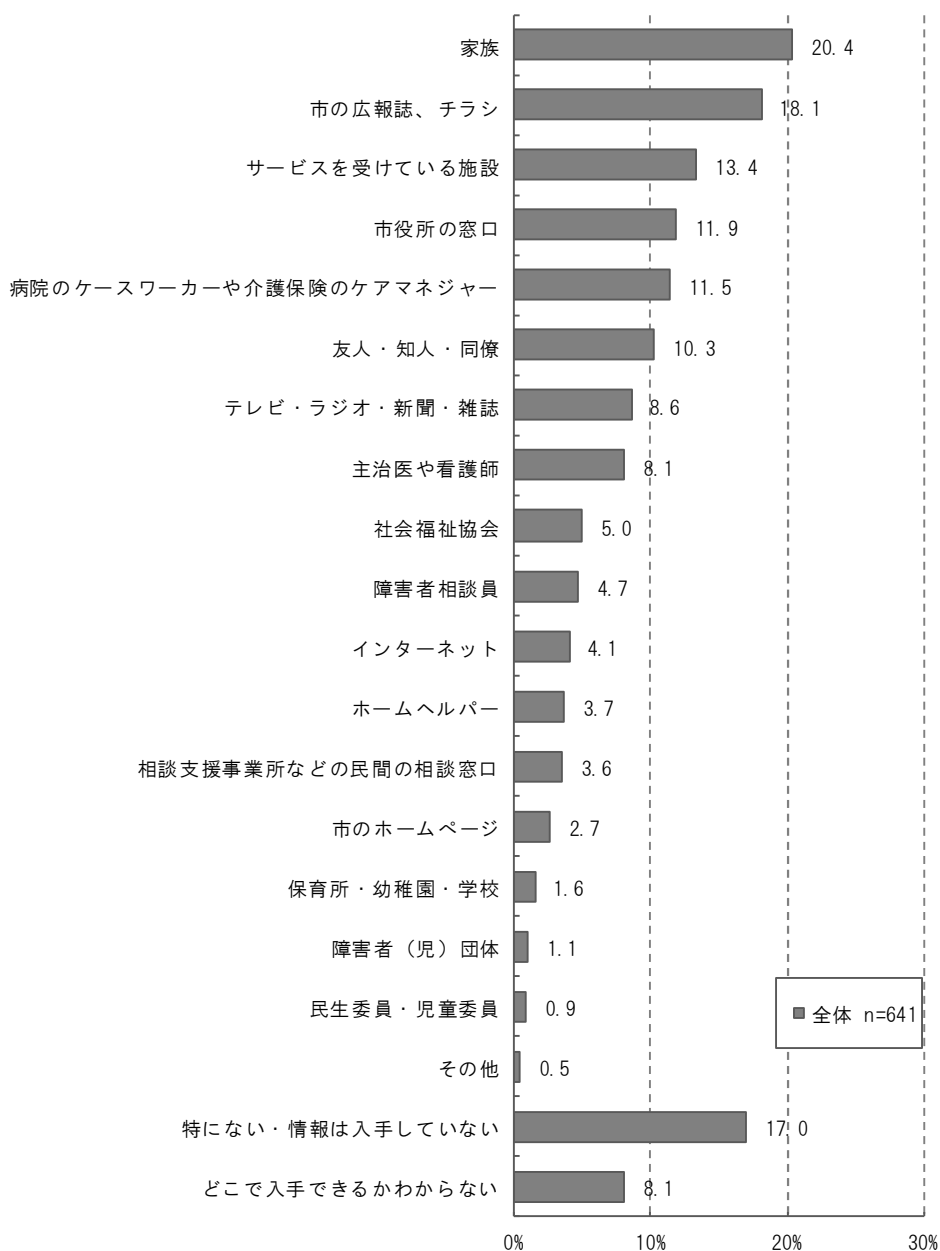
現状と課題等	病院・警察・消防といった機関の職員に対する理解の促進に努めました。
今後の取組等	病院や警察、消防といった機関の職員が、緊急時等に適切に対処できるよう、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。
関係部署	福祉政策課

(3) 情報提供の充実

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“障がい福祉サービスに関する情報の入手先”について、「特にない・情報は入手していない」は17.0%となっており、「どこで入手できるかわからない」は8.1%となっています。また、「市の広報誌、チラシ」から入手している人は18.1%、「市のホームページ」から入手している人は2.7%となっており、より一層の情報発信の充実と広報活動が必要になると考えられます。

■ 障害福祉サービスの情報の入手先<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人が地域と共に生活していくためには、それぞれの障がいにあわせた適切な情報伝達手段が必要となります。必要な情報に、円滑にアクセスすることができるよう、情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供に努め、情報アクセシビリティの確保および向上に努めます。

また、令和3年4月に施行された「五所川原市手話言語条例」に基づき、手話を使って安心して暮らすことができ、ろう者とろう者以外の方が共生することのできる地域社会の実現をめざします。

施策① 「福祉のてびき」の作成

現状と課題等	障害者福祉施策についての「福祉のてびき」の情報を更新し、情報提供に努めました。
今後の取組等	障害者福祉施策に関わる制度全般についての説明書である「福祉のてびき」の情報を随時更新し、情報を必要とする人に対し、様々な媒体を活用し提供できるよう努めます。
関係部署	福祉政策課

施策② 「声の広報・議会だより」の製作・発行

現状と課題等	視覚障がいのある人に対する情報保障を目的とした「声の広報・議会だより」(CD等による広報・議会だより)を製作・発行し、情報提供に努めました。
今後の取組等	引き続き「声の広報・議会だより」(CD等による広報・議会だより)を製作・発行します。
関係部署	福祉政策課、総務課、議会事務局、図書館

施策③ 情報アクセシビリティの確保と向上

現状と課題等	市ホームページの充実を図りました。
今後の取組等	インターネットを有効に活用し、ウェブアクセシビリティ(ホームページを利用する全ての人、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること。)に十分配慮した各種情報の提供に努めます。
関係部署	福祉政策課、総務課、デジタル行政推進課

施策④ 情報ネットワークのバリアフリー化の推進

現状と課題等	市ホームページを国の示す基準に準拠し、合理的配慮に努めました。
今後の取組等	必要に応じて、障がいのある人に配慮したホームページの機能の充実を検討します。
関係部署	総務課、デジタル行政推進課

施策⑤ 手話奉仕員の養成

現状と課題等	西北五ろうあ協会と連携を図りながら、手話奉仕員養成事業を実施しました。
今後の取組等	西北五ろうあ協会と連携を図りながら、手話奉仕員養成事業を充実させます。
関係部署	福祉政策課

施策⑥ 手話言語の普及啓発

現状と課題等	令和3年4月に五所川原市手話言語条例制定
今後の取組等	手話言語の理解促進・普及啓発ため、各種イベントや研修・勉強会などを実施します。
関係部署	福祉政策課

基本目標 2 生活支援の充実

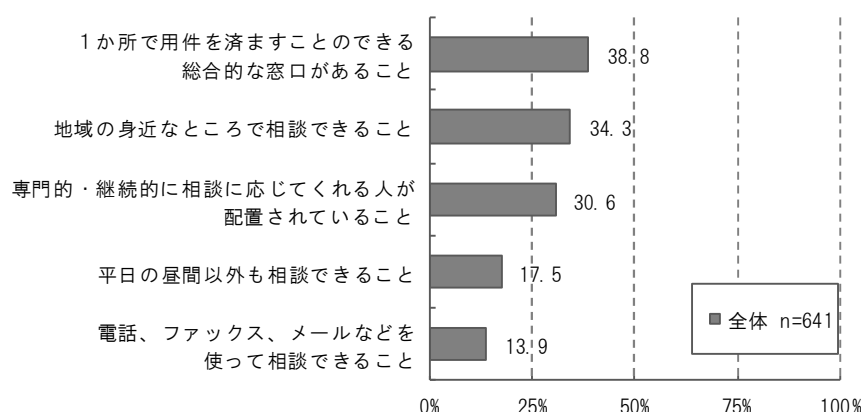
(1) 相談体制の充実

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“相談しやすい体制のために必要なこと”について、「1か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」（38.8%）や「地域の身近なところで相談できること」（34.3%）、「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」（30.6%）があげられています。

また、事業所へのアンケート調査では、“市の相談体制の充実”について、「できている」（「まあまあできている」を含む）と回答する事業所が61.3%となっているものの、「あまりできていない」（19.4%）という意見もあるため、更なる相談体制の充実が必要になると考えられます。

■ 相談しやすい体制のために必要なこと<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人とその家族が地域で安心して生活するためには、障がいのある人のそれぞれの特性に柔軟に対応していく必要があります。

本市では地域生活支援事業における相談支援事業所、地域活動支援センター等との連携を図りながら、障がいのある人の事情や特性に応じた適切な相談支援の実施に努めるとともに、相談支援体制の強化に努めます。

また、近年は地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しているため、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制が求められています。本市においても、社会福祉士等の福祉専門職を配置するなどした支援業務の充実を図ります。

施策① 地域活動支援センターの運営

現状と課題等	地域活動支援センターを運営し、日常的な相談対応、地域交流活動等を充実させました。
今後の取組等	地域活動支援センターとの連携を強化し、相談対応、地域交流活動等を充実させます。
関係部署	福祉政策課

施策② 相談窓口の充実

現状と課題等	専門的な相談に対応するための体制の充実を図りました。
今後の取組等	専門的な相談や総合的な相談に対応するための体制（有資格者による窓口・電話相談および地域生活支援事業における相談支援事業、職員研修など）の充実を図ります。
関係部署	福祉政策課

施策③ 民生委員・児童委員活動の支援

現状と課題等	障がいのある人の身近な相談先として、民生委員・児童委員による相談活動を行いました。
今後の取組等	民生委員・児童委員を中心に身近な相談活動を推進します。
関係部署	福祉政策課

施策④ 障害者相談員活動の充実

現状と課題等	身近な相談相手として、障がいのある相談員によるきめ細かな相談活動を行いました。
今後の取組等	障がいがある相談員によるきめ細かな相談活動（ピアサポート）を実施し、相談員数の充足を図ります。
関係部署	福祉政策課

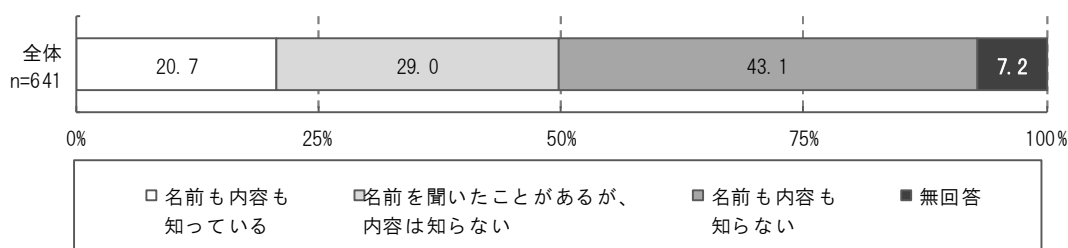
(2) 権利擁護の推進

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“成年後見制度の認知度”について、「名前も内容も知っている」は20.7%となっており、全体の72.1%が「内容を知らない」（「名前を聞いたことがある」を含む）となっています。

支援を必要とする障がいのある人の適切なサービス利用を図るためにも、今後も制度の周知に努めるとともに、サービス活用に向けて関係機関との連携が必要になります。

■ 成年後見制度の認知度＜障がいのある人への調査＞



方針と取組

障がいのある人とその家族が地域で安心して生活するためには、その権利や利益を守るために、それぞれの事情や特性に十分に配慮した柔軟な支援体制を構築する必要があります。

本市では、令和2年4月1日から成年後見センターごしょがわらを開設し、五所川原市社会福祉協議会で運営している権利擁護センターごしょがわら、地域活動支援センター、司法関係者、医療福祉関係者、民間団体との連携・協働を図りながら、障がいのある人の事情や特性に応じた、適切できめ細かな支援業務の体制を構築します。

施策① 「成年後見支援センターごしょがわら」の充実

現状と課題等	高齢者や障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、権利擁護の総合的な支援を実施する機関として、令和2年4月1日に「成年後見センターごしょがわら」を開設し、令和2年度は20ケースの相談を受付しました。
今後の取組等	市民が成年後見制度をより身近に感じることができるよう、普及啓発活動と周知活動を継続的に実施していくとともに、司法関係者・医療福祉関係者・民間団体と連携協働し、各種相談・申し立て・申請手続き支援等を実施していきます。
関係部署	地域包括支援センター、福祉政策課

施策② 「権利擁護センターごしょがわら」の支援

現状と課題等	「権利擁護センターごしょがわら」（五所川原市社会福祉協議会）の運営を支援しました。
今後の取組等	「権利擁護センターごしょがわら」（五所川原市社会福祉協議会）の運営を支援し、権利擁護事業の推進を図ります。
関係部署	地域包括支援センター、福祉政策課

施策③ 成年後見制度利用支援事業の実施

現状と課題等	成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施し、支援を要する人の申し立て支援・申請手続き支援・費用助成などに努めました。
今後の取組等	成年後見制度利用支援事業の周知・普及広報活動を充実させ、支援を要する人への利用促進を図ります。
関係部署	地域包括支援センター、福祉政策課

施策④ 虐待防止に向けた連携協力体制の構築

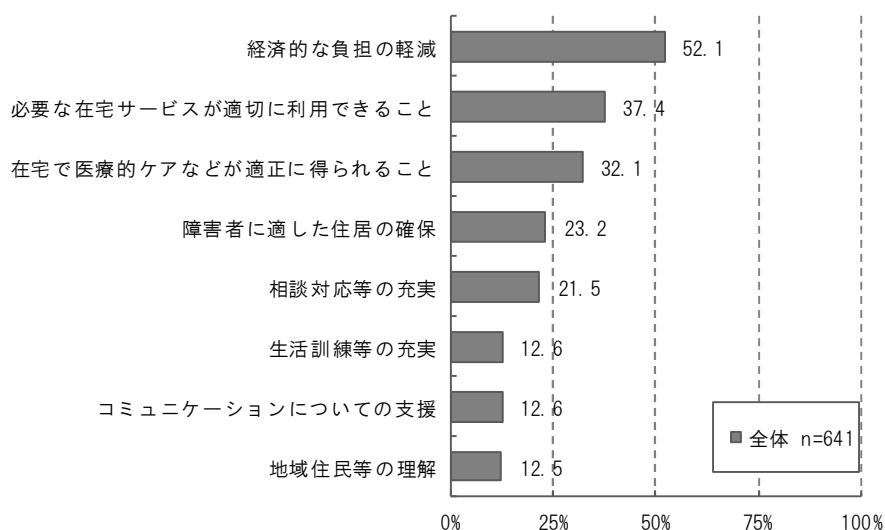
現状と課題等	虐待の未然防止や早期発見等、適切な支援を行うため、関係機関との協力・支援体制の構築に努めました。
今後の取組等	虐待の未然防止や早期発見のために、関係機関との連携・支援体制の強化を図ります。
関係部署	福祉政策課

(3) 居宅生活支援の充実

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“将来希望する暮らし方”について、「自宅で暮らしたい」が58.5%となり、地域での生活を希望する割合が高くなっています。また、“希望する暮らしを送るために必要な支援”については、「経済的な負担の軽減」(52.1%)が最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(37.4%)をあげていることから、サービス提供のための確保方を検討するとともに、支援の必要な人が適切なサービスを利用できるように、関係機関と連携してサービスの提供体制を構築する必要があります。

■ 希望する暮らしを送るために必要な支援〈障がいのある人への調査〉



方針と取組

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには、在宅生活を支えるための福祉サービスの充実が不可欠となります。障がいの種別に関わらず、自立した日常生活や社会生活を営むため、各サービス提供事業者等と連携・協働し提供体制の充実に努めます。

施策① 障がい福祉サービスの充実

現状と課題等	障がいのある人やその家族の福祉ニーズに対応するため、各福祉サービスの整備・充実に努めました。
今後の取組等	地域のサービス提供事業者等と連携・協働し、障がいの種別や特性など多様なニーズに対応した福祉サービスの整備・充実に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策② 在宅生活の支援

現状と課題等	居宅介護・生活介護・自立訓練サービスの充実に努めました。
今後の取組等	日常的に介護を要する障がいのある人に対して、在宅での生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣（訪問）・生活介護（通所）・自立訓練サービス（通所・訪問）の充実に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策③ 手話通訳者および要約筆記者の養成・確保・派遣

現状と課題等	手話通訳者および要約筆記者の派遣を行い、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援に努めました。
今後の取組等	聴覚に障がいのある人等の社会生活上の円滑なコミュニケーションが保障されるよう、手話通訳者および要約筆記者の養成・確保・派遣の充実を図ります。
関係部署	福祉政策課

施策④ 補装具費の支給

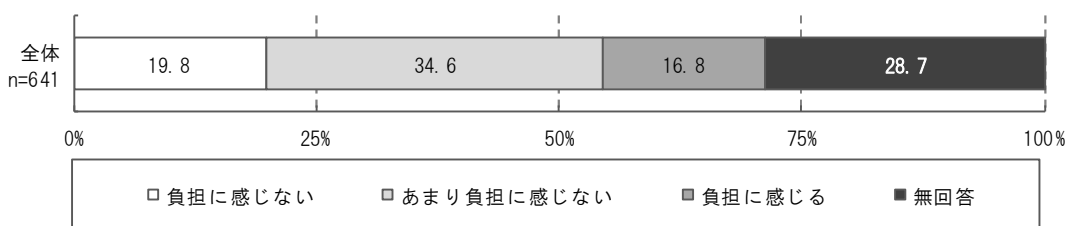
現状と課題等	身体に障がいのある人への補装具費の支給を行いました。
今後の取組等	身体に障がいのある人の不自由な部位を直接的に補い、日常生活、就労等の能率の向上を図るため、補装具費の支給を行います。
関係部署	福祉政策課

(4) 経済的支援の充実

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“障害福祉サービスの利用負担”について、「負担を感じる」は16.8%となっています。経済的に苦しい障がいのある人が、高齢化の進展等により増加しないよう、個別の必要性に応じた経済的支援が引き続き必要となります。

■ 障害福祉サービスの利用者負担<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むために、障害年金や各種手当、助成制度について一層の周知と利用促進を図り、地域での自立した生活を多面的に支援します。

障がい福祉サービスの利用者負担は原則1割負担となっておりますが、実質的な応能負担として、低所得（市町村民税非課税）の利用者負担が無料となっており、現在は障がい福祉サービス利用者のうち約9割以上の方が無料でのサービス利用となってい

ます。ただし、給付費以外の実費負担分（食材料費、おやつ代、交通費）などの本人負担は発生するため、経済的負担の軽減の推進に努めます。

施策① 障害年金

現状と課題等	障害年金制度の申請手続きを支援しました。
今後の取組等	障害年金制度の周知、請求手続きに関する支援を行います。
関係部署	国保年金課

施策② 特別障害者手当

現状と課題等	在宅している心身に重度の障がいのある人で、常時介護を必要とする人に手当を支給しました。
今後の取組等	在宅している心身に重度の障がいのある人で、常時介護を必要とする人に給付を行います。
関係部署	福祉政策課

施策③ 障害児福祉手当

現状と課題等	20歳未満で、知的または身体に重度の障がいがある児童に対して手当を支給しました。
今後の取組等	20歳未満で、知的または身体に重度の障がいがある児童に対して給付を行います。
関係部署	福祉政策課

施策④ 特別児童扶養手当

現状と課題等	心身に障がいのある児童を監護養育している人に手当を支給しました。
今後の取組等	心身に障がいのある児童を監護養育している方に給付を行います。
関係部署	子育て支援課

施策⑤ 心身障害者扶養年金

現状と課題等	保護者が死亡、または身体および精神の機能を著しく喪失した状態になった、心身に障がいのある人に対して年金を支給しました。
今後の取組等	保護者が死亡、または身体および精神の機能を著しく喪失した状態になった、心身に障がいのある人に対して給付を行います。
関係部署	福祉政策課

施策⑥ 重度心身障害者医療費

現状と課題等	心身に重度の障がいのある人の医療費の一部を助成しました。
今後の取組等	心身に重度の障がいのある人の医療費の一部を助成します。
関係部署	福祉政策課

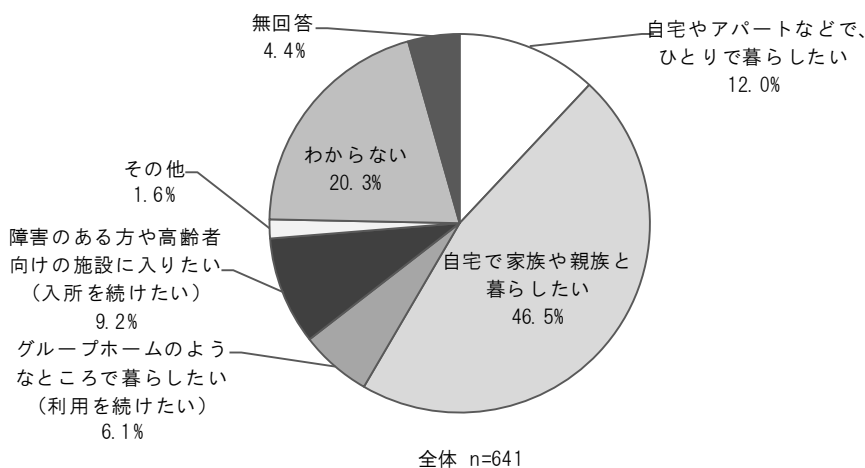
(5) 住まいの確保・整備

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“将来どのような暮らし方がしたいか”について、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が46.5%となっており、「自宅やアパートなどで、ひとりで暮らしたい」を含めると58.5%が自宅での生活を望んでいます。一方で、グループホームや施設で生活したいと考えている人は15.3%となっています。

グループホームなどの施設については一定のニーズがあると考えられ、これからも施設整備が必要であるものの、自宅での生活を希望するニーズが最も高くなっているため、多様な障がいに対応できる住宅設備の充実を図っていく必要があります。

■ 将来希望する暮らし方<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むために、その特性や状況に対応した住居の確保が必要です。今後の障がいのある人の高齢化、重度化に加え、その家族の高齢化や親亡き後のひとり暮らしの増加などを見据え、グループホーム、福祉ホームの整備の促進や、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援の適切な提供を図るとともに、入居を拒まない賃貸住宅の整備を図ります。

施策① グループホーム（共同生活援助）の整備促進

現状と課題等	グループホームの整備を進め、障がいのある人の地域生活に必要な住環境の確保に努めました。
今後の取組等	地域移行の核となるグループホームの整備を推進し、住み慣れた地域で生活を継続させるために必要な住環境の整備に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策② 障がいのある人の住宅セーフティネットの充実

現状と課題等	障がいのある人の住居確保のため、住宅入居支援事業を実施しました。
今後の取組等	公営住宅の利用促進、不動産業者などに対する物件斡旋依頼および家主等との入居契約手続き支援を実施します。
関係部署	福祉政策課、建築住宅課

施策③ 公営住宅のバリアフリー化

現状と課題等	現地建替している新宮団地市営住宅のバリアフリー化を推進しています。
今後の取組等	現地建替する芦野団地市営住宅のバリアフリー化を令和9年度の完了を目標に推進します。
関係部署	建築住宅課

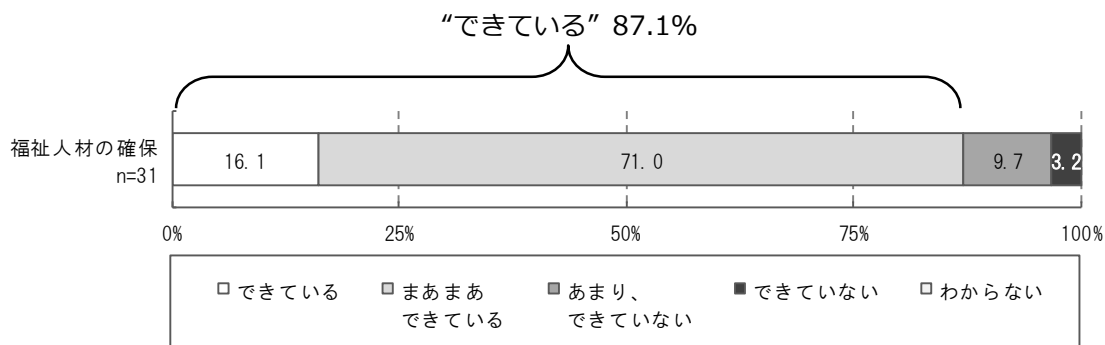
(6) 人材の確保・育成

アンケート結果

事業所に対して実施したアンケート調査では、“新規の福祉人材の確保”について、「できている」（「まあまあできている」含む）は87.1%となっており、人材の確保は改善傾向にあります。また、“サービス向上に向けた職員への教育の実施”については全体の96.7%が「できている」（「まあまあできている」含む）となっています。

福祉人材の不足は改善傾向がみられるものの、慢性的な人材不足の現実もあるため、今後も継続して人材確保に向けた取組が必要となります。

■ 福祉人材の確保<事業者調査>



方針と取組

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、利用者本位の質の高いサービスの提供が求められます。

少子高齢化に伴い、福祉人材の慢性的な不足が継続していますが、本市ではサービス提供の根幹である福祉人材の育成と確保に努めるとともに、福祉人材の定着を図るための施策を推進します。

施策① 福祉サービス従事者の養成

現状と課題等	五所川原市社会福祉協議会と連携を図りながら、ホームヘルパー養成研修事業を支援しました。
今後の取組等	障害福祉サービスへの理解を深めるための各種研修情報を事業所と共有しながら、従事者の育成を図ります。
関係部署	福祉政策課

施策② 有資格者等の有効活用

現状と課題等	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの専門的知識を有する人材の育成および確保に努めました。
今後の取組等	多様な福祉ニーズに柔軟に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識を有する人材を有効的に活用します。
関係部署	福祉政策課

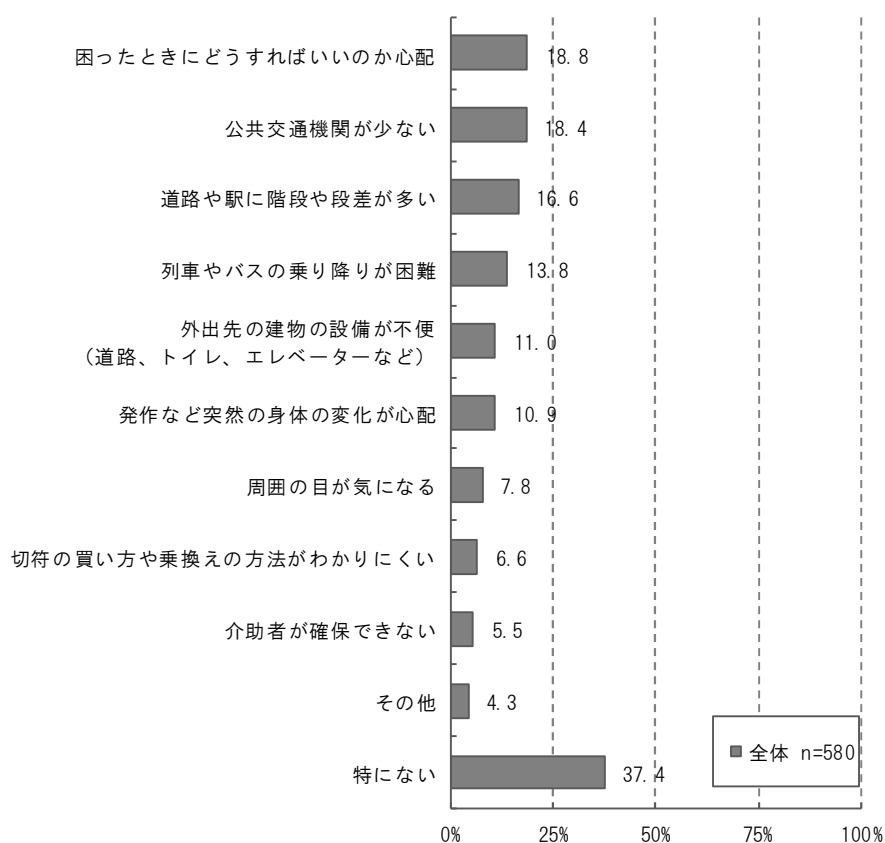
基本目標3 生活環境の充実

(1) ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進

アンケート結果

障がいのある人に対して実施した調査では、「外出時に困ること」に対して「道路や駅に階段や段差が多い」（16.6%）、「列車やバスの乗り降りが困難」（13.8%）、「外出先の建物の設備が不便（道路、トイレ、エレベーターなど）」（11.0%）といった課題が出ています。引き続き障がいのある人でも安全に外出・利用できる環境整備が必要であると考えられます。

■ 外出する際に困ること<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいによる社会的障壁については、差別解消等の地域社会の意識改革だけに留まらず、外出時の移動手段や施設利用における面での障壁も、地域社会における課題となっています。

本市では引き続き歩道や公共的施設のバリアフリー化を促進させるとともに、民間の施設においても同様の整備推進を求め、地域全体から社会的障壁を排除することに努めます。

施策① 公共的建築物等の安心・安全な環境整備

現状と課題等	市役所本庁舎、金木支所、図書館をはじめ、ユニバーサルデザインを基本とした仕様で建替えや改修を行いました。
今後の取組等	公共施設の新築・改修工事においては、障がいのある人に配慮したユニバーサルデザインを基本の仕様として行います。
関係部署	管財課、社会教育課

施策② 放置自転車の整理

現状と課題等	放置自転車の整理作業を月1回実施し、安心・安全な歩道の提供に努めました。
今後の取組等	放置自転車の減少を引き続きめざし、撤去等の事由に対して、スピード感を持って対応します。
関係部署	土木課

施策③ 道路などの交通環境の整備

現状と課題等	障がいのある人の歩行時の事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消など交通環境の整備を行いました。
今後の取組等	歩道の段差解消や道路の新設・改築時についても、幅の広い歩道整備など更なる交通環境の整備を進めます。
関係部署	土木課

施策④ 民間事業者等への啓発

現状と課題等	民間事業者等に対する、建物等のバリアフリー化の推進・啓発活動を行いました。
今後の取組等	障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう民間事業者等に理解と協力を求め、建物等のバリアフリー化を促進します。
関係部署	福祉政策課

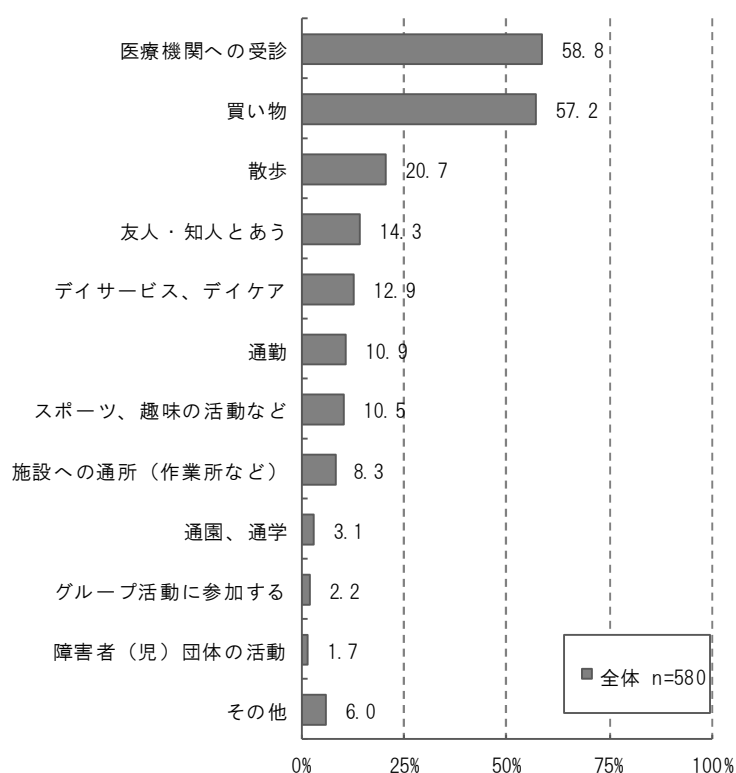
(2) 自由な移動の確保

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“外出の目的”について、「医療機関への受診」(58.8%)や「買い物」(57.2%)といった地域で生活する上で必要不可欠なものが主な目的としてあげられています。

住み慣れた地域での暮らしを継続させるためにも、日常的な外出に対する支援は今後も必要であると考えられます。

■ 外出の目的<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人が自立した生活を営むためには、通院や通学、買い物など、自身が望むときに自由に外出できることが必要です。

障がいのある人はそれぞれの障がいの特性に応じた外出支援が必要となるため、様々な特性に応じた外出・移動手段の確保に努めるとともに、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスを充実させます。

施策① タクシー利用券の助成

現状と課題等	重度の心身障がいのある人に対し、通院や買い物など、日常生活の移動支援として、タクシー利用券の助成を行いました。
今後の取組等	重度の心身障がいがある人に対し、日常生活に必要な外出支援として、タクシー利用券の助成を行います。
関係部署	福祉政策課

施策② 自動車運転免許の取得費用助成

現状と課題等	身体に障がいのある人の就労を支援するため、自動車運転免許取得費用の助成を行いました。
今後の取組等	身体に障がいのある人の、自動車運転免許取得費用の助成を行います。
関係部署	福祉政策課

施策③ 自動車改造費助成

現状と課題等	身体に障がいのある人の運転用に、自動車の改造費用の助成を行いました。
今後の取組等	身体に障がいのある人が自らの運転用に自動車を改造する際の、改造費用の助成を行います。
関係部署	福祉政策課

施策④ 各種交通機関の運賃および通行料割引などの利用支援

現状と課題等	鉄道運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引に関する利用支援を行いました。
今後の取組等	鉄道運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引に関する利用支援を推進します。
関係部署	福祉政策課

施策⑤ 移動支援事業の充実

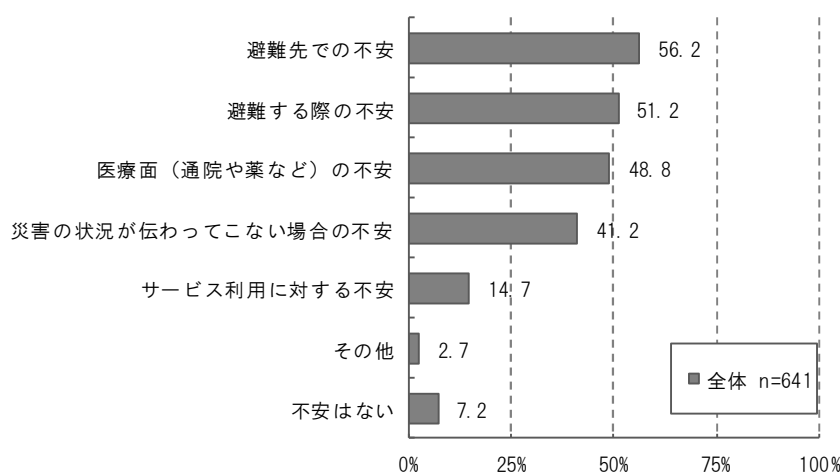
現状と課題等	障がいのある人の外出における個別移動支援として、地域生活支援事業による移動支援事業を実施しました。
今後の取組等	障がいのある人の外出を個別支援するために、地域生活支援事業における移動支援事業の充実に努めます。
関係部署	福祉政策課

(3) 災害時の備え

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“災害時に不安に思うこと”について、「避難先での不安」(56.2%)が最も高く、次いで「避難する際の不安」(51.2%)、「医療面(通院や薬など)の不安」(48.8%)となっています。また、災害時にひとりで避難「できない」人は全体の38.5%と、障がいのある人への災害時の支援体制の構築は引き続き大きな課題となっています。

■ 災害時の不安<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人の災害や犯罪に対する不安を取り除き、地域で安心・安全に暮らしていくために、地域全体での協力のもと、情報伝達や適切な避難誘導體制、要配慮者の安全確保のための取組を促進します。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式に沿った防災対策も求められることから、新たな対策を検討していきます。

施策① 緊急通報システムの充実

現状と課題等	FAXによる消防緊急通報の運用、119番通報(電話)による住所確認システム、福祉安心電話の受信を行うなど、緊急通報システムの充実に努めました。
今後の取組等	支援を必要とする人が緊急通報システムを利用できるように、更なる利用の拡充を進めます。
関係部署	福祉政策課

施策② 防災意識の高揚

現状と課題等	総合防災訓練などで要配慮者利用施設と情報伝達等の訓練を実施しました。また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進する講習会を実施しました。
今後の取組等	総合防災訓練や講習会などを実施し避難確保計画、避難行動要支援者名簿、福祉避難所開設・運営マニュアル等の実効性を高めます。
関係部署	防災管理課

施策③ 災害時の支援体制の整備

現状と課題等	災害等の緊急事態発生時における要支援者の支援体制づくりに努めました。
今後の取組等	災害等の緊急事態発生時における要支援者の支援体制づくりに努めます。また、福祉避難所の更なる確保に努めます。
関係部署	福祉政策課、介護福祉課

施策④ 災害時の情報伝達の充実

現状と課題等	災害時における避難情報の伝達、安否確認、避難誘導などの支援や平常時における見守り活動など地域ぐるみで要配慮者を支援する体制を構築することを目的とした避難行動要支援者名簿への登録を促しました。また、福祉避難所開設・運営マニュアルを策定し、福祉避難所との連絡体制を強化しました。
今後の取組等	地域ぐるみで要配慮者を支援する体制づくりを継続します。
関係部署	福祉政策課、防災管理課

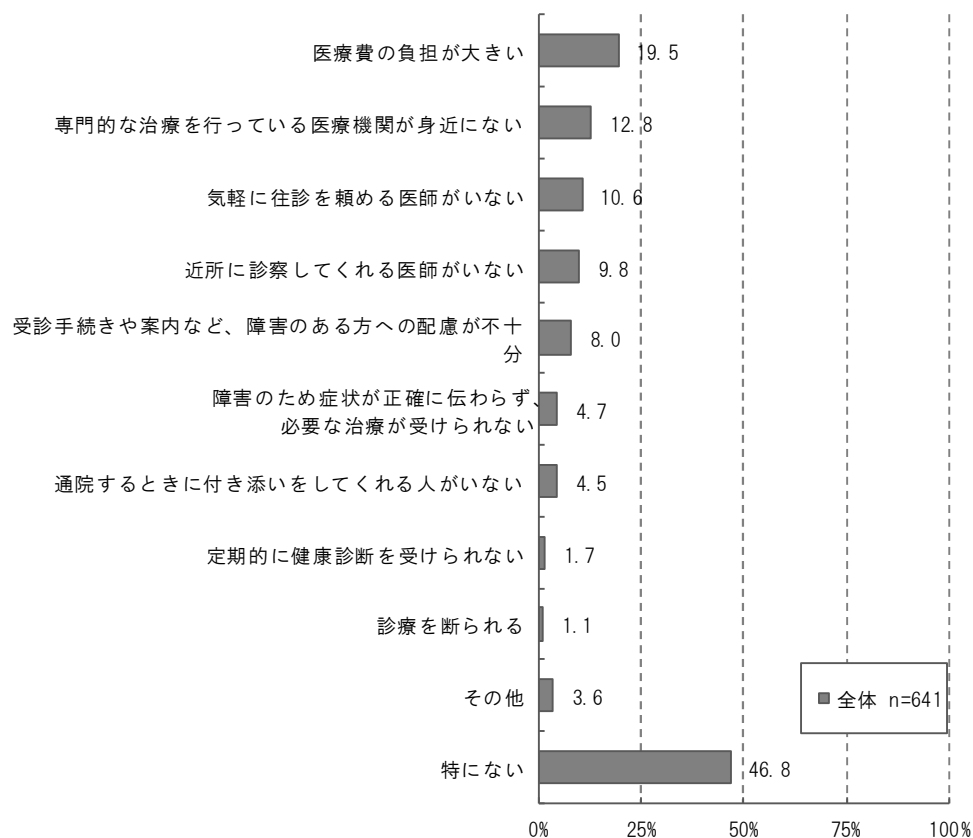
基本目標4 保健・医療の充実

(1) 保健・医療の充実

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“健康管理や医療面で困っていること”について、「特にない」(46.8%)が最も高いものの、「医療費の負担が大きい」(19.5%)、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」(12.8%)、「気軽に往診を頼める医師がいない」(10.6%)といった課題も出ています。高齢化が進むことで、医療面でのニーズの増大が見込まれるため、引き続き必要なサービスの提供体制の充実が必要になると考えられます。

■ 健康管理や医療で困っていること<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーションの提供を行えるように、関係機関と連携しながら提供体制の充実に努めます。

また、精神障がいのある人の数は近年増加傾向にあり、精神障がいのある人の地域移行・地域定着の支援を推進していく必要があります。国が推進する「入院療養中心から地域生活中心」の理念に基づき、精神障がいのある人やその家族への支援体制の構築を図ります。

施策① 医療・リハビリテーション相談の充実

現状と課題等	医療・リハビリテーションに関する相談に対応することで、適切なサービスを受けることができるよう調整しました。
今後の取組等	障がいのある人の個別の状況に対して適切な機関への紹介を行います。
関係部署	健康推進課

施策② 障がいの早期発見・療育

現状と課題等	精神発達精密健康診査の回数を増やし、早期療育につながるよう努めました。
今後の取組等	精神発達精密健康診査は、相談回数を増やし、希望者へ対応します。 また、1歳6か月児健診・3歳児健診に専門職を配置することで、早期発見に努めます。
関係部署	健康推進課、福祉政策課

施策③ 障がいのある人を対象とした医療費助成の充実

現状と課題等	重度心身障がい者医療費助成制度、自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用促進を図りました。
今後の取組等	重度心身障がい者医療費助成制度、自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）の充実を図ります。
関係部署	福祉政策課

施策④ 疾病に対する理解の促進

現状と課題等	各種健診、健康教育、健康相談を実施し、生活習慣病の発生予防と重症化予防に努めました。
今後の取組等	各種健診や地域活動における健康教育や健康相談を実施し、市民への健康に関する知識や疾病に対する理解の促進を図ります。 また、障害福祉サービスの対象となる疾病について各種ガイドラインに基づいた情報提供と理解促進を図ります。
関係部署	福祉政策課、健康推進課

施策⑤ 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

現状と課題等	つがる西北五広域連合地域自立支援協議会の相談支援部会において、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築」に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場を圏域自治体と共同設置しています。
今後の取組等	令和5年度末を目標に、圏域自治体と共同で地域生活支援拠点の整備を図ります。
関係部署	福祉政策課

基本目標5 自立に向けた成長と社会参加の支援

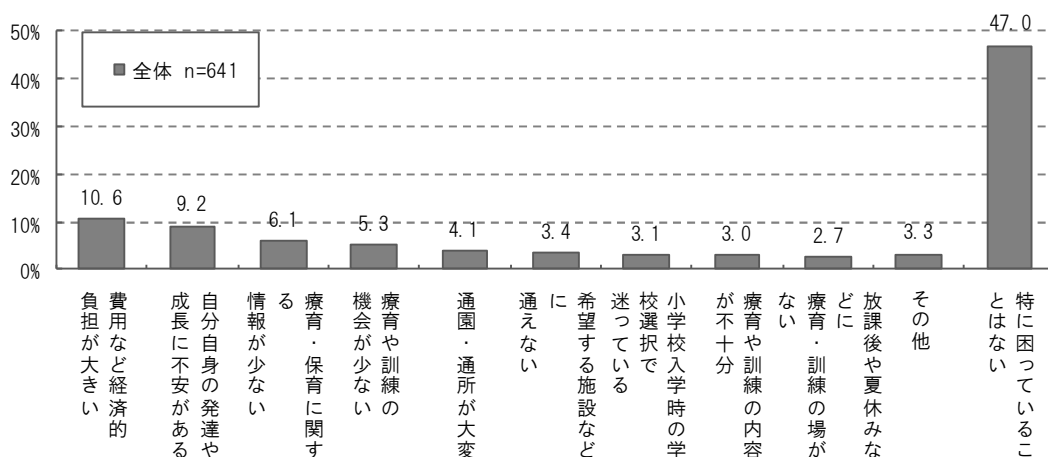
(1) 障がい児保育・療育・教育の充実

アンケート結果

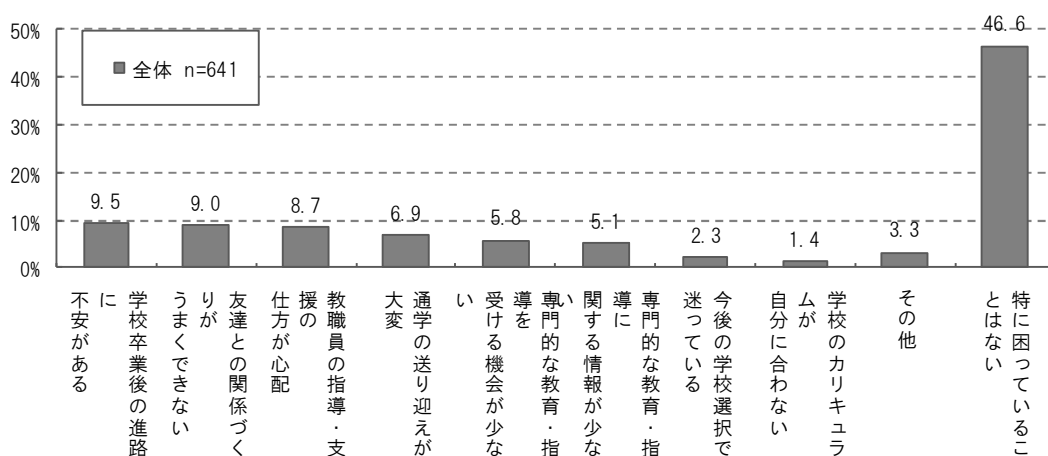
障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、障がいのある子どもの“療育・保育で困っていること”“学校教育で困っていること”について、どちらも「特にない」（療育・保育47.0%、教育46.6%）が最も高くなっています。次いで療育保育では「費用など経済的負担が大きい」（10.6%）、教育では「学校卒業後の進路に不安がある」（9.5%）となっています。

地域における障がいのある子どもへの支援体制を構築し、成長段階で切れ目のないきめ細やかな支援を行うために、関係機関による連携体制の構築が必要になると考えられます。

■ 療育・保育で困っていること<障がいのある人への調査>



■ 学校教育で困っていること<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある子どもの一人ひとりの特性に応じたきめ細かい支援を行うため、幼児期から学校卒業時までを一貫して、地域における関係機関と連携した計画的な療育体制の構築を図ることで、身体障がいや知的障がいに限らず、自閉症やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）といった発達障害など、個々の障害特性と発達段階に応じた適切な保育・教育環境の充実に努めます。

また、重症心身障害児支援、障がい児の放課後児童クラブでの受け入れ、特別支援教育の体制整備を図ります。

施策① 特別支援教育の充実

現状と課題等	特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の支援計画を作成し、各自の特性に配慮した教育の実施に努めました。
今後の取組等	特別支援学級のみならず、普通学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対しても、合理的配慮に基づく教育の実施に努めます。
関係部署	学校教育課

施策② 障がいのある子どもの進路指導支援

現状と課題等	本人の障がいの程度・適性に応じながら、各種の施策による教育・生活の場の確保に努めました。
今後の取組等	本人や保護者の希望を尊重しながら、障がいの程度・適性に応じた、進学のための情報提供に努めます。
関係部署	学校教育課

施策③ 特別支援学級担当教職員の研修の充実

現状と課題等	特別支援学級担当教職員に対して特別支援教育や心理検査に関する研修を年3回実施しました。
今後の取組等	研修内容の更なる充実に努めながら、教職員の質の向上に努めます。
関係部署	学校教育課

施策④ 養護学校就学への支援

現状と課題等	保護者の希望に応じて、就学支援に係る情報提供および就学相談を実施しました。
今後の取組等	障がいのある児童生徒の養護学校就学に向けて情報提供等の必要な配慮を講じます。
関係部署	学校教育課

施策⑤ 発達障がいを含む障がいのある子どもに対する就学相談

現状と課題等	保護者の希望に応じて、適宜、就学相談を実施しました。
今後の取組等	保護者の希望に応じた柔軟な相談を実施できるように、相談体制の充実に努めます。
関係部署	学校教育課

施策⑥ 障害児保育の推進

現状と課題等	障がいのある児童が身近な地域で保育支援を受けられるよう、教育・保育施設等への受け入れを推進し、障害児教育・保育の充実に努めました。
今後の取組等	障がいのある児童が身近な地域で保育支援を受けられるよう、教育・保育施設等への受け入れを推進し、障害児教育・保育の充実に努めます。
関係部署	子育て支援課

施策⑦ 障がい児療育サービスの充実

現状と課題等	多様な障がいの特性に対応した療育サービスを受けられるよう、療育サービス提供事業者と連携し、事業所の整備に努めました。
今後の取組等	多様な障がいの特性に対応した療育サービスの提供を実現するため、地域の療育サービス提供事業者との連携・協働により事業所の整備に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策⑧ 医療的ケア児保育支援

現状と課題等	「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定し、関係機関との総合的な支援体制を構築するとともに、教育・保育施設において医療的ケア児の受け入れを行いました。
今後の取組等	医療的ケアを必要とする児童の保育所等受け入れが継続して行われるよう、児童やその家族に対し支援の充実に努めます。
関係部署	子育て支援課

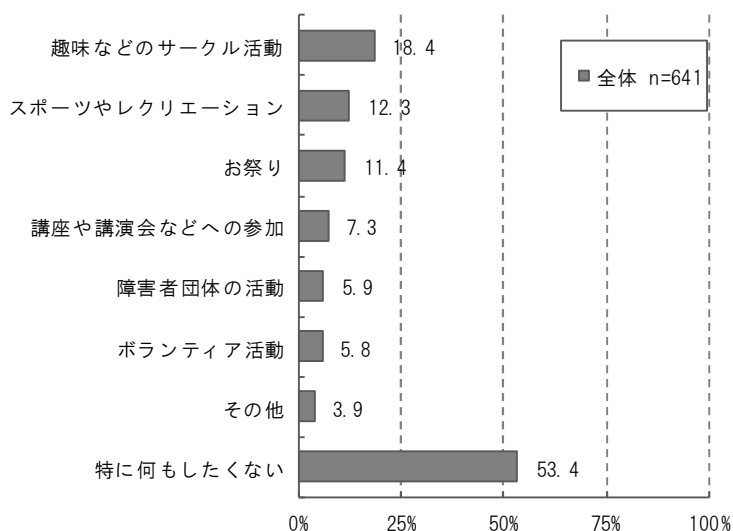
(2) 多様な社会参加の機会づくり

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“参加したい地域活動”について、「特に何もしたくない」(53.4%)が最も高いものの、「趣味などのサークル活動」(18.4%)、「お祭り」(11.4%)といった文化活動や、「スポーツやレクリエーション」(12.3%)へのニーズが高くなっています。

障がいのある人が生きがいのある暮らしを営むためには、障がいをハンデとせず、様々な機会に参加するための支援が必要になると考えられます。

■ 参加したい地域活動<障がいのある人への調査>



方針と取組

障がいのある人が生きがいのある生活を地域で営むためには、スポーツや芸術文化活動などへの参加を通して、自らの知識や技術を向上させる機会を得ることも重要になってきます。

本市では引き続き障がいのある人のスポーツ大会や、レクリエーション活動などの社会参加活動に対する支援の拡充を図ります。

施策① 障がいのある人のスポーツの支援

現状と課題等	スポーツ大会を開催するなど、障がいのある人が参加できるスポーツ活動の推進に努めました。
今後の取組等	障害者スポーツ大会の支援をするなど、障がいのある人が参加できるスポーツ活動の推進に努めます。
関係部署	福祉政策課、社会教育課

施策② 障がいのある人のレクリエーションの支援

現状と課題等	レクリエーションの支援をするなど、障がいのある人が参加できる活動の推進に努めました。
今後の取組等	障がいのある人が参加できる社会活動の推進に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策③ 障がいのある人の文化芸術活動の推進

現状と課題等	障がいのある人が参加できる活動の推進に努めました。
今後の取組等	障がいのある人による文化芸術活動の幅広い促進に努めます。
関係部署	福祉政策課

基本目標6 雇用・就労の促進

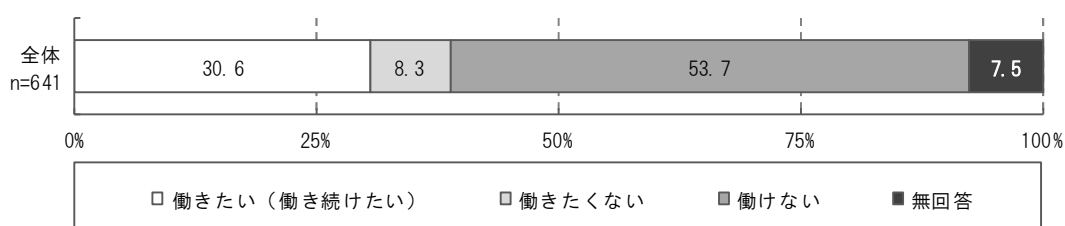
(1) 障がいのある人の就労機会の推進

アンケート結果

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、“今後の就労（継続）意向”について、「働きたくない」（「働けない」含む）が62.0%に対し、「働きたい」は30.6%となっています。また“障がいのある人が働くために必要なこと”については、「事業主や職場の仲間の理解があること」が55.5%、「障がいに配慮のある職場の施設・整備」が40.4%となっています。

障がいのある人の就労に向けては、引き続き事業主をはじめ、地域からの理解促進と就労環境の充実を図るための支援が必要となります。

■ 今後の就労（継続）意向〈障がいのある人への調査〉



方針と取組

障がいのある人の雇用・就労の機会の促進には、地域の関係機関や雇用主が障がいのある人の障害の特性や配慮の内容を十分に理解し、差別することなく、寄り添うことが重要です。また、心身の状況から一般就労が困難な人に対しては、障がい福祉サービス事業所などでの福祉的就労の場を適切に確保するとともに、工賃水準の向上を図っていく必要があります。本市では、これらのことを一体的に推進し、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりを促進させるとともに、関係機関と連携して、障がいのある人のそれぞれの就労意欲と能力に応じた就業機会の拡大に努めます。

施策① 就労支援体制の充実

現状と課題等	障がい福祉サービス事業所、ハローワーク等と連携し、障がいのある人の就労支援を行いました。
今後の取組等	ハローワークをはじめ、障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業者などの関係機関と連携し、引き続き就労支援体制の充実を図ります。
関係部署	福祉政策課、商工労政課

施策② 福祉的就労機会の充実

現状と課題等	一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労機会の確保に努めました。
今後の取組等	一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労機会の整備・確保に努めます。
関係部署	福祉政策課

施策③ 雇用主等への広報・啓発

現状と課題等	雇用主等への広報・啓発活動を行いました。
今後の取組等	障がいのある人の雇用促進のために、民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための広報活動・啓発活動を実施します。
関係部署	福祉政策課

施策④ ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上

現状と課題等	民間企業における、障がいのある人を対象としたジョブコーチ制度（企業在籍型）の採用はあまり進んでいない。
今後の取組等	ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がいのある人の職場定着を促進します。
関係部署	福祉政策課、商工労政課

施策⑤ 農福連携の推進

現状と課題等	市内の就労継続支援事業所数か所において、作業の一環としての自社所有農地での農作物の生産及び耕作請負等の施設外就労等による農作業を実施するなど農福連携が図られてきています。
今後の取組等	農福連携の一層の推進に向け、障がいのある人の農林水産業に関する技術習得、雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設の整備を一体的に進めます。
関係部署	福祉政策課、農林水産課

施策⑥ 障害者就労施設等からの物品の調達等の推進

現状と課題等	年度毎に五所川原市障害者就労施設等からの物品等調達方針を策定し、同方針に基づき、庁内各課へ障害者関連事業所からの物品購入や役務の契約を優先的に実施するよう依頼しました。
今後の取組等	障害者就労施設等で働く、障がいのある人の工賃水準を引き上げるため、優先的に物品の購入および役務の提供の促進に努めます。
関係部署	福祉政策課を含む全庁

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の関係部局や関係機関・団体等の連携、協調のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め、社会全体で障がいのある人を包み込み、自立と社会参加等を支援します。

また、市民のニーズや社会情勢の変化等に対応しながら、計画の見直しが必要となる場合、市民や関係団体、サービス事業所等との情報交換の機会を設けながら対応します。

2 推進の役割分担

計画の推進にあたっては、基本理念である「みんなに優しく、ともに支え合いながら、安心して暮らせる共生社会をめざして」を実現するため市民・団体・企業・行政等が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ちながら連携し取組を推進します。

(1) 市民の役割

社会を構成しているのは市民一人ひとりです。

障がいのある人やその家族を孤立させることのないよう、市民が障がいのある人に対し無関心にならず、正しい理解と意識を持って、誰もがつながり、支え合う地域社会の実現に向けて努力していく必要があります。障がいがあっても地域で安心して生活できる環境づくりへの取組が必要です。

(2) 障害者団体等の役割

地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を推進することが必要です。

(3) 企業等の役割

障がいのある人の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある人が住みやすい地域や社会づくりへの取組が必要です。

(4) 行政の役割

計画の基本理念に基づく基本目標などの計画の実現に向け、行政の責任において、様々な関係機関・団体等と連携した支援のネットワークを強化し、障害福祉施策を総合的に推進します。

3 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、継続的に計画の進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を公表しながら、課題等への具体的な対応を進め、施策の重点化を図りながら、見直しや次の計画への反映を行います。

資料編

■ 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿（50音順、敬称略）

	氏名	所属・役職名
1	太田 正仁	社会福祉法人 内潟療護園 第二うちがた 園長
2	大橋 一之	社会福祉法人 あーるど 理事長
3	川浪 重治	西北五視力障害者福祉会 会長
4	工藤 朱美	五所川原市ろうあ協会 会長
5	對馬 健	五所川原市身体障害者福祉会 会長
6	鶴谷 充雪	西北五精神障害者家族会連合会 事務局長
7	寺田 政史	社会福祉法人 愛生会 青松園 園長
8	長岡 八千子	西北五手をつなぐ育成会 会長
9	中村 久美子	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室 (五所川原保健所) 健康増進課 課長
10	花田 洋三郎	社会福祉法人 叶福祉会 大東ヶ丘サントピアホーム 園長
11	藤田 幸裕	五所川原市社会福祉協議会 地域福祉課長
12	布施 泉	医療法人社団 清泉会 理事長
13	三上 勝則	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会 会長
14	棟方 敦子	五所川原公共職業安定所 統括職業指導官

五所川原市第4期障害者計画

発行 令和4年3月

編集 五所川原市福祉部福祉政策課

住所 〒037-8686

青森県五所川原市字布屋町41番地1

TEL 0173-35-2111 FAX 0173-34-1018

E-Mail fukushiseisaku@city.goshogawara.lg.jp